

平成29年度

文化遺産総合活用推進事業 (文化芸術振興費補助金)

募集案内

※平成28年度までの「文化遺産を^い活かした地域活性化事業」を平成29年度は事業名称及び内容を変更して募集するものです。



<対象事業>

- 地域文化遺産活性化事業（旧：地域の文化遺産次世代継承事業）
- 世界文化遺産活性化事業


<応募書類の提出期限> ※都道府県から文化庁への提出期限
平成29年1月10日(火) (消印有効)

<お問合せ先> (9時30分～18時15分)

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 TEL: 03-5253-4111 (代表)

- 地域文化遺産活性化事業に関すること
文化庁文化財部伝統文化課事業支援係：内線4769、4786
- 世界文化遺産活性化事業に関すること
文化庁文化財部記念物課世界文化遺産企画係：内線4762

平成28年11月

 文化庁

本補助事業は、平成29年度概算要求の内容に基づき募集するものです。

このため、今後の予算の成立状況等によっては、本募集案内の内容に変更が生じる場合がありますので、あらかじめ御了承の上、応募してください。

平成29年度事業は、平成28年度まで実施していた「文化遺産を活かした地域活性化事業」を名称変更し、「文化遺産総合活用推進事業」として、募集します。

名称変更とともに、募集内容を大幅に変更しています。旧来の応募のままでは不採択となることもありますので、必ず本募集案内を熟読の上、応募してください。

< 目次 >

1 事業概要	1
1 趣旨・目的	
2 補助対象となる文化遺産の範囲	
3 補助対象事業	
4 実施方法	
5 補助事業者（補助の対象となる者）	
6 採否の審査	
7 補助金交付の対象となる事業期間	
8 補助金の額及び補助金の支払時期・方法	
2 補助事業の対象範囲	3
1 補助対象事業の内容及び具体例等	
2 補助対象とならない取組の例（過去に不採択となった取組の具体例）	
3 各費目における単価上限、補助対象外経費等	
3 実施方法（詳細）	11
1 「実施計画」の策定と「事業計画」の作成	
2 「実施計画」と「事業計画」の関係	
3 地方公共団体と実行委員会等における目標、測定指標及び目標値の設定	
4 補助事業者の要件	15
1 補助事業者（補助の対象となる者）の要件	
2 実行委員会等の組織	
5 応募方法	16
1 応募書類	
2 応募書類の提出方法	
3 応募書類の提出期限（都道府県が文化庁に提出する期限）	
4 締め切り後の取扱	
6 応募書類の作成方法	17
1 実施計画等	
2 交付要望書等	
3 応募書類の保管及び様式	
7 適正な執行の確保	20
8 その他留意事項等	23
1 審査及び審査結果	
2 補助金交付申請書の提出	
3 交付決定された補助事業の取扱	
4 その他参考資料	
9 関係法令等	25
10 文化遺産総合活用推進事業Q & A	32
11 応募書類様式（記入例）	40

1 事業概要

この章では、本事業の概要を記載しています。応募要件等の詳細は、「2 補助事業の対象範囲」(p3)以降に記載していますので、最後まで熟読した上で、応募を検討してください。

1 趣旨・目的

日本各地には、多様で豊かな文化遺産が数多く存在します。これら文化遺産は、その地域に暮らす人々の心のよりどころとして、また、地域のコミュニティを形成する上で極めて重要なものであり、確実に次世代に継承していくことが求められています。また、地域の文化遺産は、その適切な保存・継承とともに、地域活性化等に資する役割が再認識され、その積極的な活用が期待されています。文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）に基づき、平成27年5月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」では、文化芸術振興に関する重点施策の一つとして、「文化財建造物、史跡、博物館や伝統芸能等の各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を進める」と定められています。

本事業は、こうした状況を踏まえ、我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統芸能・伝統行事の公開・後継者養成、古典に親しむ活動など、各地域の実情に応じた特色ある総合的な取組に対して補助金を交付することで、文化振興とともに地域活性化を推進することを目的としています。

2 補助対象となる文化遺産の範囲

- (1) 文化芸術振興基本法第10条に定める伝統芸能
- (2) 文化芸術振興基本法第12条に定める生活文化及び国民娯楽のうち伝統的なもの
- (3) 文化芸術振興基本法第13条に定める文化財等
- (4) 文化芸術振興基本法第14条に定める地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

※ 上記に掲げる文化遺産のうち、地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産に限る。

※ 「世界文化遺産活性化事業」においては、世界文化遺産の構成資産に限る。

※ 文化芸術振興基本法は、p31を参照してください。

3 補助対象事業

I 地域文化遺産活性化事業

- (1) 地域の文化遺産次世代継承
 - ① 情報発信事業
 - ② 人材育成事業
 - ③ 普及啓発事業
 - ④ 調査研究事業（平成28年度に採択された事業で、継続して実施する事業に限る）
- (2) 伝統文化継承基盤整備
 - ① 記録作成事業
 - ② 後継者養成事業
 - ③ 用具等整備事業
- (3) その他（地域の文化遺産を活用した、地域活性化に資すると認められる取組）

II 世界文化遺産活性化事業

- (1) 情報発信事業
- (2) 人材育成事業
- (3) 普及啓発事業

(4) 調査研究事業

※ 詳細は「2 補助事業の対象範囲」(p3～10)に記載しています。

4 実施方法

各地方公共団体が、地域の文化遺産を活用した取組が計画的・効果的に実施されるよう、地域活性化に資する特色ある総合的な取組に関する実施計画を策定します。

補助事業者は、当該計画に基づき、伝統芸能・伝統行事の公開・後継者養成、古典に親しむ活動などの事業計画を作成して事業を実施し、文化庁は補助事業者が行う事業に要する経費の全部又は一部を予算の範囲内で補助します。

※ 詳細は「3 実施方法(詳細)」(p11～14)に記載しています。

5 補助事業者(補助の対象となる者)

地域の文化遺産又は世界文化遺産の構成資産の所有者、保護団体(保存会)等によって構成される実行委員会等(以下「実行委員会等」という。)

※ 詳細は「4 補助事業者の要件」(p15)に記載しています。

6 採否の審査

文化庁に提出された応募書類に基づき、外部有識者による審査を行った上で、採否を決定します。

なお、本募集案内に記載の要件を満たしたとしても、予算上の制約から採択されない場合もあります。

※ 詳細は「8 その他留意事項等」(p23)に記載しています。

7 補助金交付の対象となる事業期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間(予定)

(ただし、始期は交付決定の日からとします。)

8 補助金の額及び補助金の支払時期・方法

予算の範囲内において決定します。

補助金の支払時期は、原則、補助事業完了後、実績報告書をもとに文化庁において内容を審査し、補助金の額を確定した後、文化庁から直接支払います。

なお、概算払の実施を予定していますが、第3四半期以降となる見込みですので、補助金が支払われるまでは、実行委員会等が経費を立て替える必要があります。

2 補助事業の対象範囲

1 補助対象事業の内容及び具体例等

文化遺産総合活用推進事業では、地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産を活用した取組が対象となります。活動範囲は世界文化遺産活性化事業を除き、実行委員会等が所在する都道府県域に限定されます。

以下に各事業の◆代表的な取組例と▽主な留意点を記載します。ここに記載がなくても、本事業の趣旨・目的に沿わない取組は補助対象外となります。

◆代表的な取組例 ▽主な留意点

I 地域文化遺産活性化事業

1. 地域の文化遺産次世代継承

(1) 情報発信事業

- ◆ 地域の文化遺産を網羅的に紹介するコンテンツ（ホームページやアプリ、パンフレット、映像資料等）の新規作成
- ◆ 地域の文化遺産の案内板等の設置
 - ▽ 地域の文化遺産を総合的に取り扱う事業が対象。
(特定の文化遺産だけを対象にした情報発信は補助対象外。)
 - ▽ 既存のコンテンツの更新（多言語化を除く）や増刷、サーバーの維持管理、管理費用等、いわゆるランニングコストは補助対象外。
 - ▽ 案内板等は1基当たり10万円（設置費・税込み）未満のものが補助対象。10万円（設置費・税込み）以上のものは全額補助対象外。

(2) 人材育成事業

- ◆ 地域の全ての文化遺産を紹介できる観光ボランティアガイドの養成
- ◆ ヘリテージマネージャーの養成
 - ▽養成講座の修了者等の実際の活動状況を補助事業完了後も継続して把握すること。

(3) 普及啓発事業

- ◆ 地域の民俗芸能等を一堂に公開する取組
- ◆ 地域の伝統工芸技術等の公開や普及のためのシンポジウム、体験ワークショップの開催
- ◆ 地域の文化遺産モニターツアーの実施（実施するだけの取組は補助対象外）
 - ▽ 一過性のイベントは補助対象外。
 - ▽ 市民ホール等があるにもかかわらず、屋外で行う場合の仮設舞台経費等は補助対象外。
 - ▽ 地域との関連性が認められない取組は補助対象外。
 - ▽ 地域の史跡や文化財建造物等を活用した普及イベントは、実施内容に地域性が認められる場合に限り対象。
(史跡で地域性のない伝統芸能を披露する取組や、文化財建造物等でコンサートを行う取組等は補助対象外。)
 - ▽ 地域との関連性が演目や演者等にのみ認められる取組は、原則として補助対象外。ただし、地域に古くから根付いた当該地域固有の伝統芸能の公開と併せて実施する場合は、平成25年度を基点として5年目までに限り対象とする。
 - ▽ モニターツアーは、業者に一括委託して行う場合は補助対象外。

- ▽ モニターツアーは、参加者の調査報告（アンケートのみは不可）を元に分析して成果を取りまとめ、その成果の活用方法等を事業計画で明示している場合に限り対象とする。過年度に同種のモニターツアーを実施済みの場合は、その成果の活用状況を事業計画で明示している場合に限り対象とする。

（４）調査研究事業（平成２９年度限り）

- ▽ 平成２８年度「文化遺産を活かした地域活性化事業」で採択された調査研究の取組を継続して実施する場合に限って、平成２９年度までに限り補助対象とする。ただし、事業計画において平成３０年度以降の調査研究の取組予定とこれまでの調査研究の成果の活用方法が明示されていない場合は、補助対象外とする。

２．伝統文化継承基盤整備

伝統文化継承基盤整備に係る取組は、地域の文化遺産を活用する上で前提となる、記録作成、後継者養成、用具等整備といった継承のための基盤を整えるための取組です。

地域の文化遺産を次世代に継承し、活用していくためには、地域の人々が一体となって持続的に継承していく必要があります。

このため、伝統文化継承基盤整備については、平成２９年度は自己負担率の高い補助事業者から優先的に採択することとします。なお、平成３０年度以降は、伝統文化継承基盤整備に係る事業費の１５％以上を補助事業者が自己負担することを要件とします。

（１）記録作成事業

- ◆ 祭礼行事等の継承に用いるための記録映像を作成して後継者養成事業に活用し、併せて普及版映像を作成してホームページや動画共有サイト等で公開し、情報発信する取組
 - ▽ 成果物を配布するだけの取組は補助対象外。
 - ▽ 記録映像を作成する場合は、伝承用だけでなく、普及版映像も作成して情報発信（HPや動画共有サイトへの掲載等）する場合のみ対象。

（２）後継者養成事業

- ◆ 地域の祭礼行事保存会における新規入会者への特別練習
- ◆ 地域の伝統工芸技術者の技術向上のための講習会
- ◆ 伝統工芸技術の継承に必要な原材料の生産者養成等、原材料確保のための取組
 - ▽ 民俗芸能や伝統行事の保存会会員を対象とした技術練磨等の取組が対象。
 - ▽ 一般を対象とした取組は、補助対象外。
(後継者養成事業ではなく、普及啓発事業として実施する場合は対象。)
 - ▽ 原材料を生産するなど、原材料確保そのものの取組は補助対象外。

（３）用具等整備事業

- ◆ 地域の民俗芸能や伝統行事に用いる獅子頭や衣装等を修理・新調し、後継者養成等も行う取組
 - ▽ 修理・新調の対象は、実行委員会等又はその構成団体の所有物に限る。
 - ▽ 社寺所有の神輿等は、実行委員会等の構成団体であっても補助対象外。
 - ▽ 用具等の修理・新調のみを行う取組は補助対象外。
(後継者養成や修理現場の公開等を併せて実施する場合のみ対象。)
 - ▽ 長年の使用による経年劣化を原因とする修理・新調のみ対象。
(事故等により破損したものの修理・新調は補助対象外。)
 - ▽ 現在使用されている用具の修理・新調のみが対象。

- (現在使用されておらず修理後も本来の用途での使用見込みがないものの修理は補助対象外。)
- ▽ 古くから継承されてきた仕様に基づく修理・新調に限る。仕様内容は、学識経験者等の専門家の指導を踏まえること。
 - (新たな装飾物の追加、最新の素材を使用した部材への変更、電飾の設置（LED化を含む）など、歴史性を無視した修理や、もともとないものの新調は補助対象外。)
 - ▽ 指定文化財の用具を修理・新調する場合は、文化財の価値に変容が生じないよう仕様を策定し、指定者（国指定の場合は文化庁（文化財調査官）、地方指定の場合は教育委員会）の許可を得ること。
 - ▽ 修理は、1実施計画当たり1,000万円（税込み）を上限とする。
 - ▽ 新調は、1点当たり10万円（税込み）未満のものが対象。
 - (10万円（税込み）以上のものは全額補助対象外。)
 - ▽ 新調は、現在使用しているものの更新のみが対象。
 - (もともと着用していない法被等を新たに購入する場合は補助対象外。)
 - ▽ 毎年、使用する度に取り替えるもの、個人の所有物になるもの、祭礼行事を活性化するための道具・装飾品類、祭礼等の当日のための消耗品等の新調は補助対象外。
 - (足袋、草鞋、鉢巻、晒し、提灯、のぼり旗、シデ紙等は補助対象外。)

3. その他（地域の文化遺産を活用した、地域活性化に資すると認められる事業）

- ◆ 地域住民や文化財所有者等との協働により文化遺産に関する総合的な防災対策を検討する取組
 - ▽ 平成28年度まで対象としていた、地域の文化遺産の分布に関する悉皆調査は「1（4）調査研究事業」に該当する場合を除き補助対象外とする。
 - ▽ 地域の文化遺産の分布に関する悉皆調査を、歴史文化基本構想の策定又は改訂を前提として実施する場合は、別途募集する「文化遺産総合活用推進事業（歴史文化基本構想策定支援事業）」（補助事業者：地方公共団体）への応募を検討すること。

II 世界文化遺産活性化事業

(1) 情報発信事業（世界文化遺産）

- ◆ 世界文化遺産を紹介するコンテンツ（ホームページやアプリ、パンフレット、映像資料等）の新規作成
- ◆ 世界文化遺産の普及・理解促進のための案内板等の設置
 - ▽ 世界文化遺産を総合的に取り扱う事業が対象。
 - (特定の構成資産だけを対象にした情報発信は補助対象外。)
 - ▽ 既存のコンテンツの更新（多言語化を除く）や増刷、サーバーの維持管理、管理費用等、いわゆるランニングコストは補助対象外。コンテンツの大幅見直しは対象。
 - ▽ アプリ等についてはコンテンツ以外のシステム開発等は補助対象外。
 - ▽ 案内板等は1基当たり10万円（設置費・税込み）未満のものが補助対象。10万円（設置費・税込み）以上のものは全額補助対象外。

(2) 人材育成事業（世界文化遺産）

- ◆ 世界文化遺産の全ての構成資産を紹介できる観光ボランティアガイドの養成
- ◆ ヘリテージマネージャーの養成
 - ▽ 養成講座の修了者等の実際の活動状況を補助事業完了後も継続して把握すること。

(3) 普及啓発事業（世界文化遺産）

- ◆ 世界文化遺産の公開や普及のための講演会、シンポジウム、展示会、教育事業等の開催
- ◆ 世界文化遺産モニターツアーの実施（実施するだけの取組は補助対象外）
- ◆ 世界文化遺産の価値を伝えるための教材の新規作成
 - ▽ 一過性のイベントは補助対象外。
 - ▽ 屋外で行う場合の仮設舞台経費等は補助対象外。
 - ▽ モニターツアーは、業者に一括委託して行う場合は補助対象外。
 - ▽ モニターツアーは、参加者の調査報告（アンケートのみは不可）を元に分析して成果を取りまとめ、その成果の活用方法等を事業計画で明示している場合に限り対象とする。過年度に同種のモニターツアーを実施済みの場合は、その成果の活用状況を事業計画で明示している場合に限り対象とする。

(4) 調査研究事業（世界文化遺産）

- ◆ 世界文化遺産に関連する文献等の調査研究
- ◆ 世界文化遺産の保存活用における課題、モニタリング指標の作成・分析、包括的保存管理計画の見直しに関する調査研究
 - ▽ 成果物を配布するだけの取組は補助対象外。
 - ▽ 営利目的の事業は補助対象外。
 - ▽ 文化財指定を目的とする調査は補助対象外。

Ⅲ 共通の留意点

- ▽ 神職のみによる神事等、特定の宗教者・宗教団体によって行われる宗教行事等は補助対象外。（指定文化財を除く。）
- ▽ 国宝重要文化財等保存整備費補助金で対応可能な取組は補助対象外。
- ▽ 地方公共団体の予算の付け替えと認められる取組は補助対象外。

2 補助対象とならない取組の例（過去に不採択となった取組の具体例）

以下に記載している内容は、過去に不採択（補助対象外）とした取組の一例です。不採択とした考え方も記載していますので、事業計画立案の際の一助としてください。

なお、ここに記載のないものでも、本補助事業の趣旨・要項等に沿わない事業については補助対象外となります。

また、補助対象となる取組であっても、予算上の制約から採択されない場合もあります。

○情報発信事業

- ・特定の文化財単体のAR開発やパンフレット等の作成（特定の文化財の情報発信は補助対象外）
- ・団体間の連絡ホームページの作成（情報発信に当たらない）
- ・既存コンテンツ（ホームページやパンフレット等）の更新・改修・増刷（多言語化を除く）、アプリと連動したBeacon機器の追加・更新（初期投資を除く）
- ・会報誌や機関誌などの作成・発行（団体の本来の活動のため）
- ・ロゴマークの制作（団体の本来の活動）
- ・アンケートを実施するだけのモニターツアー（成果の活用や効果が見込めない）
- ・TV番組の制作（費用対効果）
- ・地域の特産品や商品などの開発（商業行為）
- ・実行委員会が直接実施せず、全部委託して実施する連続講座（団体に主体性がない）

○人材育成事業

- ・博物館学芸員の育成（博物館の本来事業）
- ・ガイドのための英語研修（英会話学校への通学）（受益者負担の範囲）
- ・ガイドのためのジャケットや帽子などの制作（団体の本来の管理費）

○普及啓発事業

- ・新たに作品や演目を創作する取組、概ね戦後に導入された奉納芸能、将棋・囲碁・華道・茶道等の地域性のない生活文化に関する取組（地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産とは言えない）
- ・地域に関係のない伝統芸能や伝統工芸等に関する取組（地域に固有の文化遺産ではない）
- ・学術調査等の根拠に基づかず伝統芸能や伝統工芸等を復活する取組（後世の創作）
- ・和太鼓（地域で概ね戦前から継承されるお囃子を構成する和太鼓を除く）（後世の創作）
- ・現代アート
- ・俳句コンテスト（優劣をつける取組は補助対象外）
- ・史跡や文化財建造物等で実施される地域性を伴わない公演や演奏会（地域性がない）
- ・文化財建造物等におけるプロジェクションマッピング（一過性イベント）
- ・文化財のライトアップ（一過性イベント）
- ・美術館・博物館の企画展や展示コンテンツの作成（美術館・博物館の本来の事業）
- ・学校の授業での活用を前提とした副読本や教材などの制作（学校教育の予算で実施すべきもの）
- ・子供だけを対象とした体験ワークショップ（伝統文化親子教室事業に応募すべきもの）

○調査研究事業

- ・市史、町史、村史の編さん（地方公共団体の予算の付け替え）
- ・大学や研究機関等が実施すべき研究・成果発表（大学等の予算の付け替え）
- ・個別の文化財の詳細調査（文化財指定を前提とした調査に他ならない）
- ・現地調査に先立つ草刈りなどの環境整備事業（維持管理費）

○記録作成事業

- ・ モーションキャプチャーによる映像記録（費用対効果）
- ・ 4K映像による記録（費用対効果）

○後継者養成事業

- ・ 一般を対象とした後継者育成（保存会会員を対象とする場合のみ対象）
- ・ 民俗芸能ファンクラブ等の伝承支援団体の設立支援
- ・ 概ね戦後に始まった祭・行事等に関する事業（地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産とは言えない）

○用具等整備事業

- ・ 残存部の割合が低く、かつ残存部の重要度が低い山車等用具の修理（復元）
- ・ 神社所有の神輿の修理
- ・ 経年劣化でなく通常使用の範囲で発生する破損等の修理
- ・ もともと継承されていない部材や装飾を付加する修理（LED化など）
- ・ 山車そのものの歴史は古い、もともと当該地域に継承されていない来歴の浅い山車の修理
- ・ 山車の図面計測等、仕様策定に関する取組
- ・ 山車の材料となる木材ストックの購入
- ・ 山車の幕の復元新調（ただし、修理に当たると判断される場合は対象）
- ・ 用具は古い、その用具が用いられる無形民俗文化財が新しいものである場合の修理・新調
- ・ 古くから継承されている無形民俗文化財において、新しく導入した用具の修理・新調
- ・ 原材料の栽培等、原材料を確保するだけの取組
- ・ 複製品の制作
- ・ 本来一組の用具を分割して見積書を徴取して1点10万円（税込み）未満としている用具の新調

○その他

- ・ 古道の復元や登り窯覆屋の修理などのハード整備
- ・ 所在都道府県外での活動（世界文化遺産活性化事業を除く。）
- ・ 街づくり計画そのものを策定する取組
- ・ 文化遺産を取り巻く環境保全のための川の清掃、ごみ拾い（団体が本来自主的に取り組むべきこと）

3 各費目における単価上限、補助対象外経費等

(1) 各費目における単価上限、補助対象範囲等

※赤字は特に注意すべき点

費目	細分	注意事項	上限金額
全事項共通		事業の趣旨・目的に沿わない経費、積算根拠が不明確な経費	左記は全て
		外部委託のみの事業等、実行委員会等に主体性が認められない事業	全額補助対象外
		実行委員会等及び構成団体又はその構成員等に対する支出は補助対象外	p22参照
賃金		本事業のために臨時に雇用する者のみ対象	930円/時
共済費		イベント保険、その他危険な作業を行う場合のみ対象。雇用に伴う健康保険、年金保険、雇用保険等の事業主負担分は補助対象外。	—
報償費	会議出席	有識者による審議、討論等	12,900円/日
	講演	専門家による講話、研究報告等に適用。技芸等の実演、指導等は適用外。	35,000円/日
	調査	専門家による現地調査。専門家以外による現地調査は賃金単価を適用。	12,000円/日
	指導・実技	技芸等の実演、指導、教授、現地解説等	9,400円/日
	原稿執筆	日本語 400字 (A4用紙1枚) 程度	1,800円/枚
		外国語 200語 (A4用紙1枚) 程度	3,600円/枚
	翻訳	和文英訳 200語 (A4用紙1枚) 程度	5,800円/枚
		英文和訳 400字 (A4用紙1枚) 程度	4,000円/枚
		その他和訳 400字 (A4用紙1枚) 程度	5,700円/枚
出演料	公演における演技披露。社会通念上、著しく高額と認められる場合は補助対象外	—	
全般	文化財保存技術等の講習に係る受講者手当は補助対象外	—	
旅費	交通費	公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な区間の実費相当額	—
		行事・教室等参加者・受講者の送迎費・移動費(バスの借り上げ)等、参加者・受講者等の受益者が負担すべきもの	全額補助対象外
		実行委員会内の事務会合に係る交通費	
		特別料金(グリーン料金、ビジネスクラス料金等)、タクシー代、レンタカー代、ガソリン代	
宿泊費	真に必要な場合のみ(食事代(パック料金の場合は相当額)は補助対象外)	9,800円/泊	
日当	日当及び日当に相当すると認められる定額支給のもの全て	補助対象外	
使用料及び借料		<ul style="list-style-type: none"> ・発注予定金額が10万円(税込み)以上の場合、見積書を添付すること。 ・発注予定金額が100万円(税込み)以上の場合、複数者(用具の修理の場合は3者以上)からの見積書を添付すること。契約の際は可能な限り入札により相手方を決定すること。複数者からの見積書を添付することができない場合は、その理由を添付すること(様式任意)。 ・用具の修理は1実施計画当たり1,000万円を上限とするので、超過分は自己負担金等で措置すること。 ・作業一式を外部委託等する場合は、委託内容及び経費積算の分かる資料を添付すること。なお、外部に委託する場合でも、各費目において本表の基準を適用すること。 ・用具の修理・新調の場合は、学識経験者の指導・助言に基づく仕様書を作成し、添付すること。 	—
役務費			
委託費			
請負費			
需用費	消耗品	<ul style="list-style-type: none"> ・1点10万円(税込)以上の高額物品 ・パソコンやカメラ等、電力により稼動するもの全て ・参加者、協力者への贈答が目的の物品(賞状、景品等) ・個人が所有することとなる物品(鉢巻き、晒し、足袋等) ・参加者が実費負担すべき消耗品(材料費等) ・金券の購入(報償費として支給する場合も含む) 	1点10万円(税込み)未満のものが対象
			左記は全て全額補助対象外
		発注予定総額が10万円(税込み)以上の場合には見積書を添付すること。	—

(2) その他の補助対象外経費等

費目	細分	注意事項
食糧費		食糧費全般（講師用の弁当、会議用の水等もすべて）
不動産関係費		建物の建設・修繕費、不動産購入費、不動産賃貸費、安全柵等の整備費
祭等の運営費		祭行事、レセプション（表彰式、懇親会、祝賀会等）の運営経費、大会参加費
団体が当然負担すべき経費		実行委員会等及びその構成団体の維持管理経費（家賃、光熱水費、電話代、臨時雇用者以外の賃金、パソコン・プリンタの借料、コピー機の保守料、サーバー維持管理費等）、クリーニング代、収入印紙代、印鑑類、 構成団体への振込に係る振込手数料等
受益者負担とすべき経費		参加者・受講者等から実費を徴収すべき経費（講座参加者用書籍代、ワークショップ等の原材料費 等）
域外での活動費		実行委員会等が所在する都道府県外や、外国での活動に係る経費（世界文化遺産活性化事業を除く。）
地域色の薄い取組		その地域固有の伝統芸能・伝統行事等以外の公演に係る経費
応募経費		本事業の応募に係る通信費、旅費等
補助期間外の支出		補助対象期間外（交付決定日から完了日の間以外）に実施した事業に係る経費

※経費の性質上、上記と同義のものは同様の取扱となります。

※上記に記載の単価は補助金を充当できる上限単価であって、実際の支出単価は、実行委員会等において基準を定める等、適切に運用すること。

3 実施方法（詳細）

1 「実施計画」の策定と「事業計画」の作成

（1）地方公共団体が「実施計画」を策定

地方公共団体が、本事業により実施される補助事業を手段として、どのように地域を活性化するか検討し、「実施計画」を策定します。

「実施計画」においては、文化遺産を活用した地域の目指すべき姿として、明確な目標を定め、当該目標を達成するための手段として実施される、地域の文化遺産を活用した補助事業の成果が地域にどのような波及効果をもたらすかを明らかにし、当該波及効果の測定指標と目標値を定めます。

実施計画期間は最大で5年間（※）とし、当該期間終了後の目標値を定めて毎年度、達成状況を把握します。

平成29年度に採択された実施計画は、実施計画期間中は翌年度以降の応募の際も継承されますが、新たな事業を盛り込んだり、毎年度評価の結果として目標値を修正したりする場合は改訂することも可能です。ただし、実施計画期間の延長は初年度から5年間までとします。

実施計画期間終了後の1年間は総括評価を行う期間として、当該地方公共団体の域内からの応募はできません。

なお、補助事業の採択は年度ごとに行いますので、実施計画に記載の事業の初年度が採択されたとしても、実施計画に記載の次年度以降の事業の採択、補助金の交付を保証するものではありません。

また、実施計画は文化庁ホームページにおいて公表することを予定しています。

※平成23年度から平成28年度までの「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」及び「文化遺産を活かした地域活性化事業」の実施計画期間を継続する場合は、始期は当該実施計画の始期とするが、終期は平成29年度を基点として最大で5年間までに設定すること。

（2）実行委員会等が「事業計画」を作成（交付要望書を作成）

実行委員会等が実施する補助事業は、上記（1）の地方公共団体が策定する実施計画に盛り込まれる必要があります。その上で、実施する補助事業の事業計画を作成し、交付要望書を作成します。

実行委員会等は、事業計画において、補助事業の実施による成果の測定指標と目標値を明確に定める必要があります。

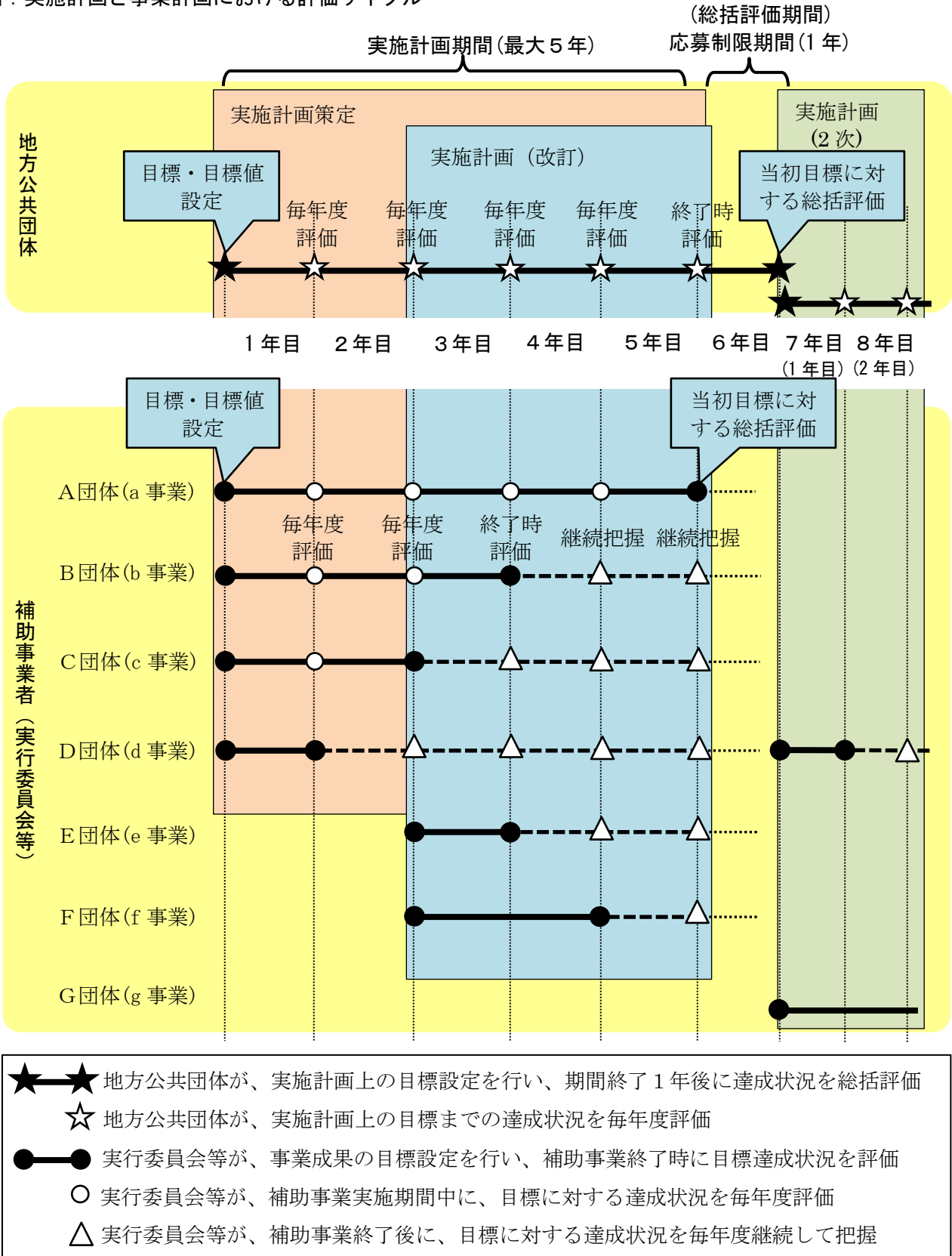
なお、事業計画期間は、地方公共団体が策定する実施計画の期間の範囲内であれば複数年継続する計画でもかまいませんが、補助事業の採択は年度ごとに行いますので、初年度の事業が採択されたとしても、次年度以降の採択、補助金の交付を保証するものではありません。

また、補助事業及び事業計画期間が終了した場合でも、地方公共団体が策定する実施計画期間中は、実行委員会等は、補助事業を実施したことによる成果及び成果指標の変化を継続して把握し、報告する必要があります。

2 「実施計画」と「事業計画」の関係

地方公共団体が策定する「実施計画」と、実行委員会等が作成する「事業計画」における評価サイクルは下図のとおりです。

図：実施計画と事業計画における評価サイクル



3 地方公共団体と実行委員会等における目標、測定指標及び目標値の設定

地方公共団体及び補助事業者が設定する目標及び評価指標は下の表の項目から最も近いものを選択した上で、具体的な指標を設定し、その現状値と目標値を設定してください。

現状値の基点は原則として平成28年度としますが、平成28年度までの文化遺産を活かした地域活性化事業から継続して実施している場合は、適宜の年度を基点としてください。

また、目標値は地方公共団体の実施計画終了年度の目標値としてください。

想定する指標が、必ずしも下の表の項目に近いとは言い難い場合は、「その他」を選択し、具体的な指標を設定してください。

ただし、その場合でも、単に補助事業の実施結果に過ぎない参加者数等（参加者数や修了者数、ガイド登録者数、ツアー参加者数、普及イベント入場者数、保存会参加者数 等）や、事業規模に応じて必然的に増減するもの（パンフレット作成数、用具修理・新調件数、記録作成件数 等）は、評価指標としては認められません。

これらを評価指標として設定している場合は、計画性がないものとして、審査の対象から除外する場合があります。

上記のとおり、目標、測定指標及び目標値の設定に当たっては、地方公共団体と実行委員会等との間で十分な調整を行う必要があります。

	地方公共団体が実施計画達成状況を把握し、地域への波及効果を評価
	実行委員会等が補助事業の成果を把握し、補助事業の成果を評価

設定目標：1 地域の文化資源を活用した集客・交流	
設定目標：2 地域の文化資源を核としたコミュニティの再生・活性化	
計画評価指標：1 地域の祭礼行事等への入込客数	
計画評価指標：2 地域の文化遺産（〇〇遺跡）への来場者数	
計画評価指標：3 地域の文化遺産関係資料館、博物館等の年間入館者数	
計画評価指標：4 文化遺産が所在する最寄駅の乗降者数	
計画評価指標：5 地域に誇りを感じる住民の割合	
計画評価指標：6 地域の文化遺産を活用した取組数（本事業の取組を除く）	
計画評価指標：7 その他（具体的に記載）	
目標値：平成28年度 〇〇（名, 件, %） → 平成〇〇年度 〇〇（名, 件, %）	
事業区分：情報発信	
実施事業：域内文化遺産の紹介HP（多言語化を含む）の作成	
実施事業：文化遺産紹介アプリ等の制作	
実施事業：紹介資料（映像）の作成	
実施事業：継承のための映像記録制作に付随して行う普及映像資料の作成	
実施事業：パンフレット等の作成	
実施事業：域内文化遺産の所在地や説明を記載した総合案内板の制作	
実施事業：その他（具体的に記載）	
事業評価指標：	・ホームページ閲覧数（PV数）
	・SNS上の情報発信の「いいね」の数
	・アプリ等のダウンロード数
	・アプリ等の利用者数
	・コンテンツダウンロード数（掲載HPや動画共有サイトでの再生回数等）
	・制作映像の上映会等への貸し出し（又は利用）回数等
	・補助事業終了後のパンフレット等コンテンツ増刷数（自主事業分）
	・文化遺産周辺における外国人宿泊者数
・その他（具体的に記載）	
目標値：平成28年度 〇〇（名, 件, %） → 平成〇〇年度 〇〇（名, 件, %）	

事業区分：人材育成	
実施事業：ボランティアガイドの育成	
実施事業：ヘリテージマネージャーの育成	
実施事業：その他（具体的に記載）	
事業評価指標：	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアガイド育成講座修了者の後年度活動者数 ・ボランティアガイド利用者数 ・ヘリテージマネージャー育成講座修了者の後年度活動者数 ・ヘリテージマネージャー育成講座修了者によるヘリテージ活動件数 ・その他（具体的に記載）
目標値： 平成28年度 ○○（名,件,%） → 平成○○年度 ○○（名,件,%）	
事業区分：普及啓発	
実施事業：域内の民俗芸能等を一堂に会したフェスティバルの実施	
実施事業：地域の文化遺産を体験するワークショップの実施	
実施事業：地域への文化遺産への来訪者を増やすためのモニターツアーの実施	
実施事業：地域への文化遺産の現状や未来をテーマとしたシンポジウムの開催	
実施事業：その他（具体的に記載）	
事業評価指標：	<ul style="list-style-type: none"> ・フェスティバル出演団体の保存会会員数 ・地域の文化遺産イベント等（本事業の取組を除く）におけるソーシャルキャピタル数（協賛企業・団体、賛同者等） ・保存会への新規入会者数 ・その他（具体的に記載）
目標値： 平成28年度 ○○（名,件,%） → 平成○○年度 ○○（名,件,%）	

設定目標：3 伝統文化の継承体制の維持・確立
計画評価指標：1 祭礼行事等の保存会会員数、保存団体数
計画評価指標：2 祭礼行事への参加住民数
計画評価指標：3 地域に誇りを感じる住民の割合
計画評価指標：4 その他（具体的に記載）
目標値： 平成28年度 ○○（名,件,%） → 平成○○年度 ○○（名,件,%）

事業区分：伝統文化継承基盤整備（記録作成、後継者養成、用具等整備）	
実施事業：後継者養成のための講習会等（保存会会員を対象としたものに限る）	
実施事業：無形の文化財の継承のために用いられる用具の修理・新調	
実施事業：文化遺産の記録作成（継承のために用いる映像記録等） ※普及版作成と情報発信を必ず実施	
実施事業：その他（具体的に記載）	
事業評価指標：	<ul style="list-style-type: none"> ・保存会会員数の変化（維持） ・祭礼行事への参加住民数 ・保存会への新規入会者数 ・記録映像の貸し出し（又は利用）回数等 ・その他（具体的に記載）
目標値： 平成28年度 ○○（名,件,%） → 平成○○年度 ○○（名,件,%）	

設定目標：4 その他	
計画評価指標：○○○○	
目標値： 平成28年度 ○○（名,件,%） → 平成○○年度 ○○（名,件,%）	
事業区分：○○○○	
実施事業：○○○○	
事業評価指標：	<ul style="list-style-type: none"> ・○○○○ ・○○○○
目標値： 平成28年度 ○○（名,件,%） → 平成○○年度 ○○（名,件,%）	

4 補助事業者の要件

1 補助事業者（補助の対象となる者）の要件

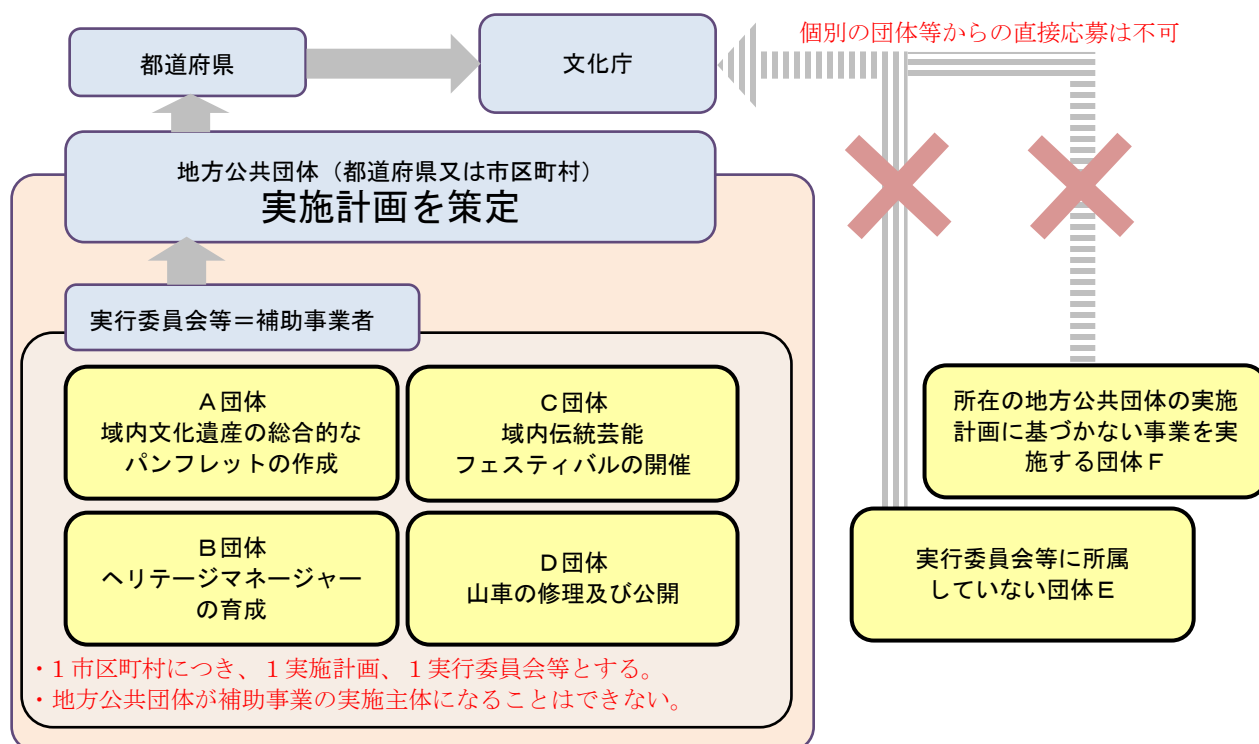
地域の文化遺産又は世界文化遺産の構成資産の所有者、保護団体（保存会）等によって構成され、補助対象事業を実施するために必要な運営上の基盤を有する、次の4つの要件を満たす実行委員会等とします。

- ・ 定款、寄附行為に類する規約を有すること。
- ・ 団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること。
- ・ 自ら経理し、監査する会計組織を有すること。
- ・ 活動の本拠となる事務所等を有すること。

なお、地方公共団体が補助事業の実施者になることはできませんが、実行委員会等が十分な事務能力等を有する場合を除き、可能な限り地方公共団体が運営に参画し、経費の執行方法等に関して指導するようお願いします。

2 実行委員会等の組織

本事業において、実行委員会等が実施する全ての事業は、所在の地方公共団体が策定する実施計画に盛り込まれる必要があります。図示すると下図のとおりです。



5 応募方法

1 応募書類

- (1) 文化遺産総合活用推進事業 実施計画（以下「実施計画」という）等
 - (2) 文化芸術振興費補助金（文化遺産総合活用推進事業）交付要望書（以下「交付要望書」という）等
- ※ 「実施計画」等は地方公共団体、「交付要望書」等は実行委員会等が作成する書類です。
- ※ 作成方法は、「6 応募書類の作成方法」（p17～19）に記載しています。

2 応募書類の提出方法

実行委員会等は、実施計画を策定する地方公共団体が定める提出期限までに、当該地方公共団体に交付要望書等を提出してください。なお、交付要望書等の提出前に当該地方公共団体の担当者と十分な調整を行ってください。

地方公共団体（都道府県又は市区町村）は、実施計画等を策定し、実行委員会等の交付要望書等とともに、各都道府県担当部署に提出してください。提出の際には p60 の「確認用シート」も併せて提出してください。各都道府県担当部署は、域内の地方公共団体から提出のあった応募書類を取りまとめて、封筒表に「文化遺産総合活用推進事業 応募書類 在中」と朱書きの上、文化庁に提出してください（持参又は送付）。

なお、送付の場合、宅配便、特定記録郵便、簡易書留等、送付記録が残る方法で送付してください。

3 応募書類の提出期限（都道府県が取りまとめて文化庁に提出する期限）

平成29年1月10日（火）（消印有効）までに文化庁に提出してください。

※ 実行委員会等から市区町村、市区町村から各都道府県への提出期限とは異なりますので、御注意ください。

4 締め切り後の取扱

提出期限を過ぎた後の応募書類の差替えや再提出は一切認められません。

6 応募書類の作成方法

1 実施計画等

(1) 作成者

地方公共団体

(2) 実施計画等の構成

- ・実施計画（様式1-1、別紙①、別紙②）
- ・実施報告（様式1-2）

(3) 実施計画の作成に当たっての留意事項

- ① 実施計画の作成に当たっては、p41以降の記入例を参考にしてください。
- ② 実施計画は、「地域文化遺産活性化事業」、「世界文化遺産活性化事業」ごとに個別に策定する必要があります。
- ③ 地域文化遺産活性化事業の実施計画は1地方公共団体ごとに1つとしますが、世界文化遺産活性化事業については、地方公共団体が連携して策定することも可能です。この場合、実施計画は地方公共団体の連名とし、窓口となる代表の地方公共団体を設定してください。なお、地域文化遺産活性化事業、世界文化遺産活性化事業いずれの場合も、実施計画を策定する部局は限定しません。
- ④ 実施計画の計画期間は平成29年度を基点に最大で5年間とします（p11参照）。複数年度にわたる計画の場合、実施計画期間全体的内容を全て記載してください。実施計画期間中に補助事業として予定している実施事業も全て記載する必要があります。ただし、平成28年度までに実施した事業は実施報告（様式1-2）に記載してください。
- ⑤ 実施計画は、各地方公共団体における条例や、既に策定されている構想・計画、歴史文化基本構想等を踏まえた内容とすることを推奨します。また、補助対象事業だけでなく、他省庁の補助事業や都道府県、市区町村独自の施策なども活用し、一層充実した計画、取組にすることも可能です。実施計画の内容を補足するための参考資料（様式任意）があれば、併せて提出してください。
- ⑥ 1実施計画につき1実行委員会等が原則です。特別の事情により、1実施計画につき、複数の実行委員会等が応募する場合は、当該地方公共団体において理由書（様式任意）を作成して提出してください。
- ⑦ 実施計画の記載欄は全て審査に必要な事項です。記載漏れや異なる様式での作成は、審査に必要な情報が不足するため、不採択となることもあります。

(4) 実施報告の作成に当たっての留意事項

- ① 平成28年度以前に、「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」及び「文化遺産を活かした地域活性化事業」の補助事業実績がある場合には、実施計画に対する実施報告（様式1-2）を作成して提出してください。実績がない場合も、「⑤過去の補助事業実績」欄に0円と記載して提出してください。

2 交付要望書等

(1) 作成者

実行委員会等

※実行委員会等と関係のない者（委任契約に基づく委任関係にある者を除く。）が作成していることが明らかなる場合は不採択となることもあります。

(2) 交付要望書等の構成

<必要書類>

- 交付要望書（様式2）
- 平成29年度事業計画書（様式2-1）
- 平成28年度までの事業の効果等（様式2-2）
- 収支予算書（様式2-3）
- 支出内訳明細（様式2-4）
- 補助対象事業に係る文化財の概要（様式2-5）
- 実行委員会等（補助の対象となる者）の概要（様式2-6）
- 実行委員会等（補助の対象となる者）の定款・寄付行為又はそれらに類する規約、及び構成名簿
- 出演者一覧表（様式3）（出演者がいる場合）
- 見積書（様式任意）

※使用料及び借料や役務費、委託費、需用費において発注見込額が10万円（税込み）以上の
場合に見積書を徴取して添付。

※発注見込額が100万円（税込み）以上の場合は、複数者から徴取した見積書を添付。

※用具の修理・新調において、発注見込額が100万円（税込み）以上の場合は、3者以上から
徴取した見積書を添付。

- 仕様書（様式任意）
※用具の修理・新調及び100万円（税込み）以上の役務費、委託費、請負費等の場合に添付。
- 修理・新調対象の用具の現況写真（写真添付台紙を利用すること）
※用具の修理・新調を要望する場合、対象の用具の現在の状況が分かるように、全体及び該当
箇所の写真を添付し、状況を説明する必要があります。
- その他内容を補足するための参考資料（様式任意）

(3) 交付要望書等の作成に当たっての留意事項

- ① 交付要望書等の作成に当たっては、p45以降の記入例を参考にしてください。
- ② 実行委員会等は、実施計画を策定する地方公共団体と交付要望書等の提出前に、十分な調整を行っ
てください。
- ③ 応募時に実行委員会等の設置が困難な場合は、暫定組織で応募することも可能です。ただし、採否
の決定（3月下旬頃）までには、正式に設立されていることが必要になります。
- ④ 1実施計画につき1実行委員会等とします。
- ⑤ 交付要望書等は、「地域文化遺産活性化事業」、「世界文化遺産活性化事業」ごとに個別に作成す
る必要があります。
- ⑥ 地方公共団体が策定する実施計画に基づかない個別の団体等からの応募は受付できません。
- ⑦ 本事業で、「地域文化遺産活性化事業」及び「世界文化遺産活性化事業」で同一内容の事業を重複
して申請することはできません。また、補助を受けようとする同一内容の事業について、「文化庁
が実施する他の補助事業（例：伝統文化親子教室事業）」、「独立行政法人日本芸術文化振興会が
実施する助成事業」、「国が実施する他の補助事業」と重複して補助を受けることはできません。
- ⑧ 補助対象経費については、「2 補助事業の対象範囲」（p3～10）を参照してください。
- ⑨ 収支予算書の作成に当たり、補助事業の遂行により生ずると見込まれる収入金は、全て収入に計上
し、当該補助事業の経費に充ててください。
- ⑩ 採択後の事業実施に当たっては、適正な執行を確保する義務が生じますので、あらかじめ「7 適正
な執行の確保」（p20～22）を参照の上、十分な認識のもと応募してください。

3 応募書類の保管及び様式

(1) 応募書類の保管

応募書類の内容等について文化庁から問い合わせることがありますので、応募書類の作成者は写しを一式保管するようにしてください。なお、応募書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

(2) 応募書類の様式

- ① 各種様式は、文化庁ホームページからダウンロードし、ワープロ打ちで作成してください。
文化庁HP : http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/index.html
(当該ページのリンク先「平成29年度文化遺産総合活用推進事業」に掲載しています。)
- ② 印刷は、A4用紙、片面刷りとしてください。
- ③ 応募書類は、上記2(2) 交付要望書等の構成の順に並べてください。
- ④ 書類をまとめる際はダブルクリップ止めとしてください(ゼムクリップ、ホッチキスは不可)。
- ⑤ 実施計画策定地方公共団体は、p60の確認用シートを併せて提出する必要があります。

7 適正な執行の確保

平成28年の会計検査院による実地検査において、複数の実行委員会等で①補助の対象とならない経費等が補助対象経費に含まれていたため、補助金が過大に交付されていたり、②補助事業に係る会計経理が適正に行われたのか確認できないものとなっていたり、③補助事業を実施するための契約事務が適切に行われていなかったりしているなどの事態が見受けられたところです。

採択後の補助事業の実施に当たっては、補助事業実施期間中・実施終了後を問わず、本募集案内に記載の内容のほか、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）及び「同法施行令」（昭和30年9月26日政令第255号）（以下「適正化法等」という。）が厳格に適用されます。

現に、過去に実施した事業において、数年後に適正化法等に違反している事態が発覚し、適正化法等に基づき、年利10.95%の加算金を付した上で補助金相当額を返還させる事態となった例があります。

下記の点については特に留意する必要がありますので、あらかじめ十分認識した上で、応募してください。

記

- 1 補助の対象となる経費とならない経費について、今一度本募集案内を確認の上、適切な処理を行うこと。特に次の内容に留意すること。
 - (1) 補助事業期間外の行為は補助対象とならないこと。（※p21を参照のこと。）
 - (2) 賃金、報償費、宿泊費については、募集案内に記載された単価上限を超えて支払った額は補助対象とならないこと。例えば、同日に複数回の講演を依頼した場合でも、講演謝金の日額上限である35,000円を超えて支払った額は補助対象とならないので注意すること。
 - (3) 実行委員会等及び構成団体又はその構成員等に対して賃金・報償費等を支払ったり、その他の発注を行ったりすることは、補助の対象とならないこと（内部支出の禁止）。（※p22を参照のこと。）
- 2 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を作成すること。帳簿の様式は原則としてp22の別紙帳簿様式のとおりとする。ただし、別紙帳簿様式と同等に必要な情報が過不足なく明らかにされているものであれば、補助事業者において定め又は使用しているもので差し支えない。
なお、帳簿は実行委員会のみならず、各構成団体においても作成の必要があることに留意すること。
- 3 使用料及び借料、役務費、委託費、請負費その他の経費の執行に当たっては、所在の市区町村の契約規則等に準拠した手続を執ることとし、見積書の徴取、複数者からの見積書の徴取、契約書の取り交わし、請書の徴収を徹底すること。
見積書の徴取、契約書の作成等の基準については、実施計画策定地方公共団体がp22の（別紙様式）基準表を記入の上、補助事業者に送付し、補助事業者はその徴取、作成等について、地方公共団体の指導に従うこと。
なお、複数者からの見積書の徴取に当たっては、必ず実行委員会又は構成団体自らが直接徴取すること。
- 4 会計書類は、上記2の帳簿及び補助事業に係る金融機関の通帳のほか、契約、検収及び支払の関係の書類（見積書、発注書、契約書、請書、納品書、検収書、領収書等）及び会計伝票又はこれらに類する書類（※）を整備すること。ただし、これらにより難しい場合は、実績を証する資料、請求書等及び会計伝票又はこれらに類する書類（※）を整備すること。
上記会計書類は帳簿に記載された順番に整理し、帳簿とともに補助事業の完了した日の属する年度の

翌年度から5年間保存すること。

※これらに類する書類とは、会計伝票に代わるものとして地方公共団体の定めに準拠した支出決定決議書等をいう。

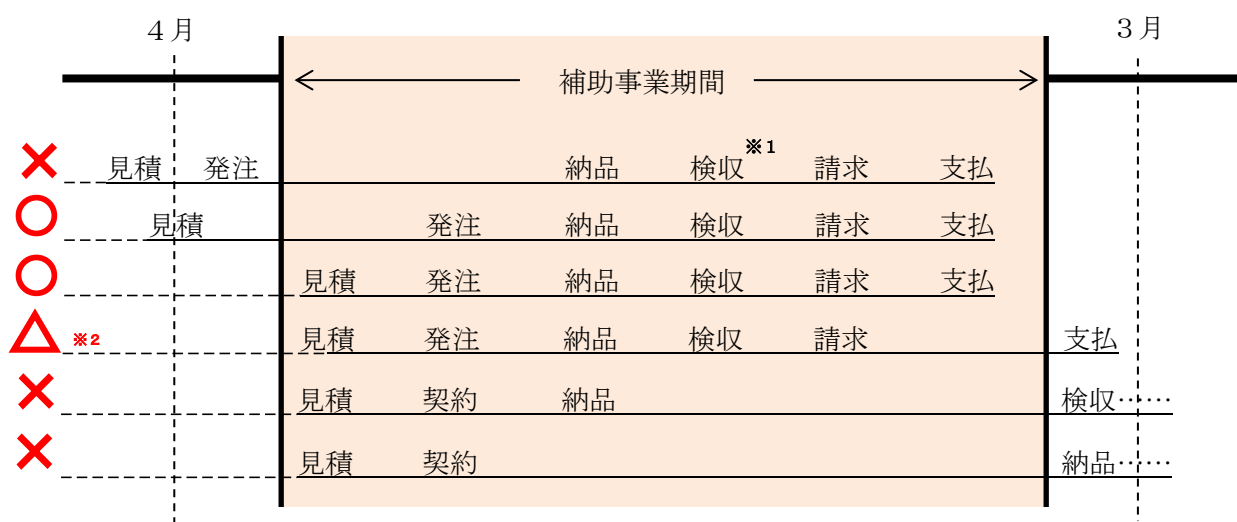
5 補助事業に係る業者の選定、契約の締結、支払等の事務手続は、実行委員会又は構成団体が自ら実施し、実行委員会は、構成団体が実施した事業も含め、その状況について把握しておくこと。

補助事業の事務の一部を実行委員会等以外の者に委任する場合は、必ず委任契約に基づくこととし、上記2～4の措置を遵守させること。なお、その場合でも、実行委員会は、補助事業に係る業者の選定、契約の締結、支払等の事務手続の状況について把握しておくこと。

6 事業完了後の実績報告書の作成に当たっては、留意すべき点について再度確認するなど万全を期すこと。

7 実績報告書提出の際は、証ひょう書類として見積書、領収書のほか、補助事業に係る金融機関の通帳、及び上記2の帳簿の写しを提出すること。ただし、文化庁における審査・確認の過程において、上記4の会計書類の全ての提出を求める場合があるので留意すること。

【解説】補助事業の期間と対象範囲

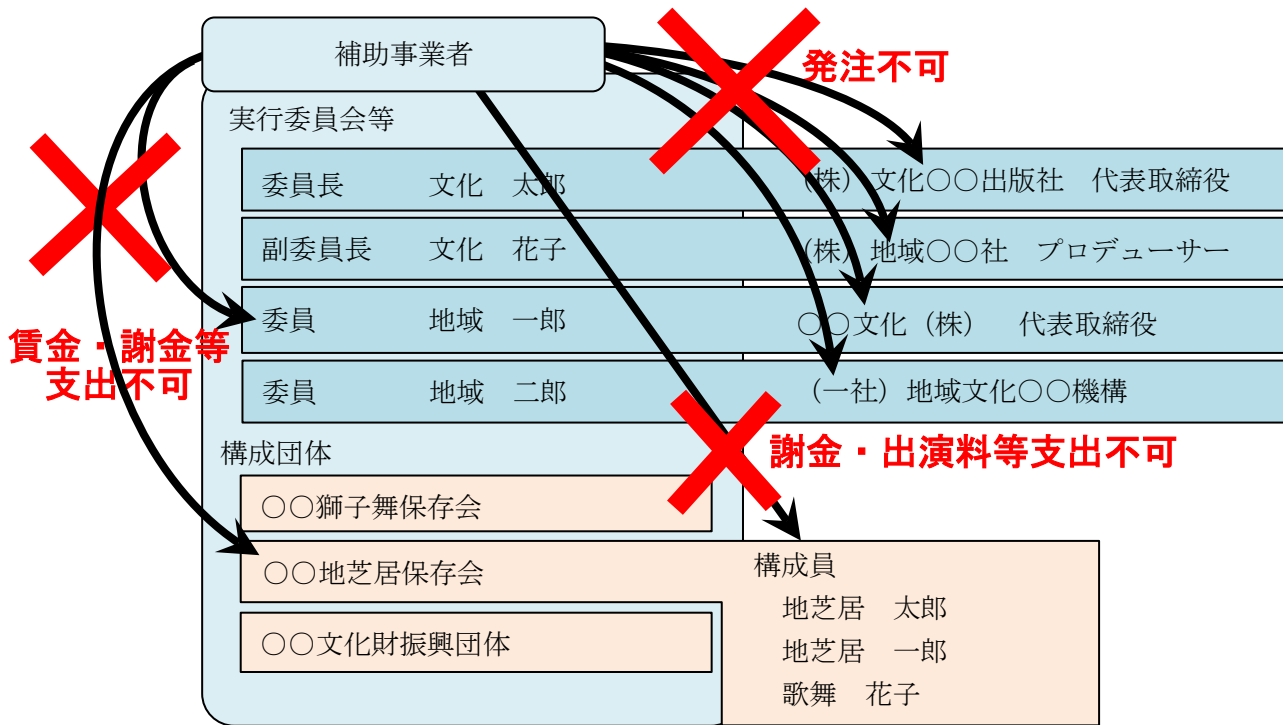


※1 検収とは、契約どおりに業務が履行されたか、納品されたかを確認する行為を指す。検収に当たっては、発注した者とは別の者が検収を行うよう留意してください。

※2 支払が未済であっても、補助事業期間内に検収が完了し、かつ債務が確定したことの証明ができる場合は、支払後に支払を証する書類を提出することを条件に認められる場合がある。

【解説】 内部支出の禁止

実行委員会等の構成員及び構成団体又はその構成員に対する賃金・報償費の支払い、業務の発注は全て内部支出に当たり、補助の対象とならない。また、構成員の所属団体（所属団体の構成員も含む）への支出も補助の対象とならない。



【別紙帳簿様式】

平成〇〇年度帳簿（出納簿）

〇〇実行委員会

	月	日	摘要	証ひょう 番号	通帳 番号	収入金額	支払金額	差引残額
1	4	1	平成〇〇年度〇〇市負担金	入1	1	1,000,000		1,000,000
2	4	25	〇〇工業(株)協賛金	入2	2	300,000		1,300,000
3	4	30	〇〇フェスティバル告知チラシ印刷(〇〇印刷(株))	出1	3		75,600	1,224,400

※実行委員会だけでなく、構成団体においても帳簿（出納簿）を整備する必要があるので留意すること。

【別紙様式（基準表）】

■〇〇〇〇市契約規則等の定めに基づく基準表

	基準額
見積書の徴取	万円以上
複数見積書の徴取	万円以上
契約書の作成	万円以上
請書の徴取	万円以上

※実施計画策定地方公共団体の経理部局担当者が記入の上、実行委員会等に伝達し、実行委員会等はその徴取、作成等について、地方公共団体の指導に従うこと。

※実行委員会等は、実績報告書提出時に、証ひょう書類の冒頭に添付すること。

8 その他留意事項等

1 審査及び採否結果

文化庁に提出された応募書類に基づき、外部有識者による審査を行った上で、採否を決定します。審査は、下記の視点により総合的に評価します。

採否結果は、平成29年3月下旬頃を目途に文書にてお知らせします。

なお、本募集案内に記載の要件を満たしたとしても、予算上の制約から採択されない場合もあります。

(評価の視点)

◆ 実施計画及び実施報告について

- ・ 本事業の趣旨・目的に沿った計画であるか。
- ・ 地域の文化遺産又は世界文化遺産を活用するなど、実現可能な計画であるか。
- ・ 適切な実施体制が組織されているか。
- ・ 計画期間終了後も取組の継続などが見込めるか。
- ・ 効果が明確に想定されているか。
- ・ 効果の測定方法が適切に設定されているか。
- ・ 目標値は適切に設定されているか。
- ・ 過去の実績においてどのような効果・成果があるか 等

◆ 補助事業について

- ・ 実施計画の趣旨・目的に沿った具体的な事業内容となっているか。
- ・ 事業の取組において、文化財の変容など悪影響はないか。
- ・ 経費の積算内容が適切であるか。 等

2 補助金交付申請書の提出

採択が決定した実行委員会等は、採択条件等を踏まえて改めて実施計画策定地方公共団体と調整した上で、補助金交付申請書を提出します。

文化庁において再度審査の上、内容が適切と認められた場合に補助金の交付決定を行います。詳細は採択が決定した実行委員会等に対して、別途お知らせします。

3 交付決定された補助事業の取扱

文化遺産総合活用推進事業で交付する補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）及び「同法施行令」（昭和30年9月26日政令第255号）の適用を受けます。

本補助事業に応募される実行委員会等においては、下記に御留意ください。

(1) 「7 適正な執行の確保」（p20～22）に留意すること。

補助事業の実施内容が実施計画や交付決定の条件と著しく異なっていると認められる場合、補助事業実施期間中においても、交付決定を取り消す場合があります。

補助事業期間終了後も、会計検査院の検査や文化庁による執行状況調査の対象になるとともに、検査・調査の結果によっては、補助金を国庫に返納させる場合があります。

(2) 文化遺産総合活用推進事業において、補助金の不正受給等を行った場合、加算金を付して補助金を返納するだけでなく、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日文化庁長官決定）（p31）を準用し、応募制限を行います。

(3) 補助事業で作成される印刷物（パンフレット、ちらし、ポスター、調査報告書等）には、文化庁シンボルマーク及び本補助事業名等を掲載していただきます。

(4) 文化遺産総合活用推進事業で実施する事業については、原則として、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした「文化プログラム」事業に位置づけることを予定しているため、別途「文化プログラム」の認定申請が必要になります。「文化プログラム」の詳細が決まり次第、お知らせします。

4 その他参考資料

本補助事業に係る以下の法令等を「9 関係法令等」(p25～31)に記載していますので、応募に当たっては、事前に必ず熟読してください。

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(抄)
- 文化芸術振興基本法(抄)
- 芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について(平成22年9月16日文化庁長官決定)

9 関係法令等

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年8月27日法律第179号)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
- 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
- 三 利子補給金

四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

7 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(関係者の責務)

第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

(他の法令との関係)

第四条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基づく

命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定めのあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章 補助金等の交付の申請及び決定

(補助金等の交付の申請)

第五条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。

2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

4 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当つては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

(補助金等の交付の条件)

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

一 補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用法に関する事項

三 補助事業等の内容の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受け

るべきこと。

- 2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。
- 3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。
- 4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。

(決定の通知)

第八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

- 第九条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

- 第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容及びこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。
 - 3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。
 - 4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

第三章 補助事業等の遂行等

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第十一条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者

の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

- 2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

(状況報告)

第十二条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

- 第十三条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第十五条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第十六条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合し

ないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

- 第十四条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

第四章 補助金等の返還等

(決定の取消)

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

- 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
- 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

- 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。
- 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを

得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

- 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先の特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五章 雑則

(理由の提示)

第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(立入検査等)

第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
- 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

第二十四条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

(行政手続法の適用除外)

第二十四条の二 補助金等の交付に関する各省各庁の

長の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

（不服の申出）

第二十五条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基く港務局を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

- 2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。
- 3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

（事務の実施）

第二十六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

- 2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。
- 3 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）

第二十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。

（電磁的記録による作成）

第二十六条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等（申請書、書類その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

（電磁的方法による提出）

第二十六条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつ

て行うことができる。

- 2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

（適用除外）

第二十七条 他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第三十条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第二項の規定による命令に違反した者
- 二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者
- 三 第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十二条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

- 2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

- 2 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、昭和二十九年度分以前の予算により支出された補助金等及びこれに係る間接補助金等に関しては、適用しない。
- 2 この法律の施行前に補助金等が交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている事務又は事業に関しては、政令でこの法律の特例を設けることができる。

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日政令第255号）（抄）

（補助金等の交付の申請の手続）

第三条 法第五条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 - 二 補助事業等の目的及び内容
 - 三 補助事業等の経費の配分、経費の使用法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
 - 四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
 - 五 その他各省各庁の長（略）が定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。
- 一 申請者の営む主な事業
 - 二 申請者の資産及び負債に関する事項
 - 三 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
 - 四 補助事業等の効果
 - 五 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
 - 六 その他各省各庁の長が定める事項
- 3 第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。

（事業完了後においても従うべき条件）

第四条 各省各庁の長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

2 略

（事情変更による決定の取消ができる場合）

第五条 法第十条第二項に規定する政令で定める特に必要な場合は、補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。）とする。

（決定の取消に伴う補助金等の交付）

第六条 法第十条第三項の規定による補助金等は、次に掲げる経費について交付するものとする。

- 一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - 二 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費
- 2 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、法第十条第一項の規定による取消に係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

(補助事業等の遂行の一時停止)

第七条 各省各庁の長は、法第十三条第二項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合には、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置を各省各庁の長の指定する期日までにとらないときは、法第十七条第一項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにしなければならない。

(国の会計年度終了の場合における実績報告)

第八条 法第十四条後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容となつた計画に比して変更がないときは、この限りでない。

(補助金等の返還の期限の延長等)

第九条 法第十八条第三項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行ふものとする。

2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長(略)に提出しなければならない。

3 各省各庁の長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

4～5 略

(加算金の計算)

第十条 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における法第十九条第一項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日を受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 法第十九条第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

(延滞金の計算)

第十一条 法第十九条第二項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(加算金又は延滞金の免除)

第十二条 第九条の規定は、法第十九条第三項の規定による加算金又は延滞金の全部又は一部の免除につ

いて準用する。この場合において、第九条第二項中「当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するため」とあるのは、「当該補助金等の返還を遅延させないため」と読み替えるものとする。

(処分を制限する財産)

第十三条 法第二十二条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(財産の処分の制限を適用しない場合)

第十四条 法第二十二条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
 - 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合
- 2 第九条第三項から第五項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。

(不服の申出の手続)

第十五条 法第二十五条第一項の規定により不服を申し出ようとする者は、当該不服の申出に係る処分の通知を受けた日(処分について通知がない場合には、処分があつたことを知つた日)から三十日以内に、当該処分の内容、処分を受けた年月日及び不服の理由を記載した不服申出書に参考となるべき書類を添えて、これを当該処分をした各省各庁の長(法第二十六条第一項の規定により当該処分を委任された機関があるときは当該機関とし、同条第二項の規定により当該処分を行うこととなつた都道府県の知事又は教育委員会があるときは当該知事又は教育委員会とする。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。

- 2 各省各庁の長は、通信、交通その他の状況により前項の期間内に不服を申し出なかつたことについてやむを得ない理由があると認める者については、当該期間を延長することができる。
- 3 各省各庁の長は、第一項の不服の申出があつた場合において、その申出の方式又は手続に不備があるときは、相当と認められる期間を指定して、その補正をさせることができる。

○文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）（抄）

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

○芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について（平成22年9月16日文化庁長官決定）

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給等があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

記

- （1）虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間4～5年
- （2）調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2～3年
- （3）文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記（1）、（2）に準じて取り扱う。

10 文化遺産総合活用推進事業Q & A

<事業全般について>

1. 平成28年度までの事業との対応関係を教えてください。
2. 平成28年度までの事業との主な変更点を教えてください。
3. 平成29年度事業の応募手順・スケジュールを教えてください。

<地方公共団体が策定する実施計画等について>

4. 実施計画は、地方公共団体の教育委員会が策定しなければならないのですか。
5. 実施計画の期間は、何年でもかまいませんか。
6. 実施計画も審査の対象になりますか。
7. その他、実施計画の策定に当たって注意することはありますか。
8. 本事業の評価はどのように行えばよいですか。

<実行委員会等（補助事業者）が作成する交付要望書等について>

9. 本補助事業に応募した事業は必ず採択されますか。また、採択された事業が複数年にわたる事業の場合、2年目以降の事業は必ず採択されますか。
10. 本補助事業に応募した同一内容の事業について、他の補助事業と重複して補助を受けることはできますか。
11. 本補助事業の補助事業者となる実行委員会等について教えてください。
12. 実行委員会等は必ず組織しなければなりませんか。また、実行委員会等には必ず地方公共団体が関与しなければなりませんか。
13. 実行委員会等を組織する意義を教えてください。
14. 応募期限までに実行委員会等の設立ができない場合はどうすればいいですか。
15. 複数の地方公共団体が集まって実行委員会を組織することはできますか。
16. 補助対象事業の実施期間について教えてください。
17. 補助金の交付先は誰になりますか。
18. 補助率について教えてください。また、交付要望額に上限、下限はありますか。
19. 補助金の支払時期はいつごろですか。また、概算払制度はありますか。

<補助対象事業について>

20. 補助対象事業について教えてください。
21. 「古典に親しむ活動」とは何ですか。
22. 補助対象事業にある「その他」事業とは、どういった事業が考えられますか。
23. 実行委員会等が所在する地方公共団体以外での活動や取組を対象とすることは可能ですか。
24. 印刷物の作成部数に上限はありますか。
25. 他省庁の補助金や単費による事業を組み合わせる必要がありますか。
26. 補助事業完了後の振込手数料、又は構成団体への支払に係る振込手数料は補助対象になりますか。
27. 実行委員会等及び構成団体又はその構成員等に対する支出が補助対象外となるのはなぜですか。
28. その他、事業計画の立案に当たって注意することはありますか。
29. その他、応募に際して留意すべきことはありますか。

<事業全般について>

1. 平成28年度までの事業との対応関係を教えてください。

平成28年度事業との対応関係は下表のとおりです。

年度	平成28年度	平成29年度
補助事業名	文化遺産を活かした地域活性化事業	文化遺産総合活用推進事業
事業種別	①地域の文化遺産次世代継承事業 ②世界文化遺産活性化事業 ③歴史文化基本構想策定支援事業 ④日本の歴史・伝統文化情報発信推進事業	①地域文化遺産活性化事業※ ②世界文化遺産活性化事業※ ③歴史文化基本構想策定支援事業 ④日本の歴史・伝統文化情報発信推進事業

※今回の募集対象は、「地域文化遺産活性化事業」及び「世界文化遺産活性化事業」です。

年度	平成28年度	平成29年度
補助事業名	文化遺産を活かした地域活性化事業 (地域の文化遺産次世代継承事業)	文化遺産総合活用推進事業 (地域文化遺産活性化事業)
事業種別	①情報発信・人材育成 ②普及啓発 ③記録作成・調査研究 ④継承 ⑤その他	1 地域の文化遺産次世代継承 ①情報発信 ②人材育成 ③普及啓発 ④調査研究 (平成29年度限り) 2 伝統文化継承基盤整備 ①記録作成 ②後継者養成 ③用具等整備 3 その他

※ 「地域文化遺産活性化事業」の「調査研究」は平成28年度に採択された取組を継続して実施する事業であって、一定の要件を満たす場合に限り対象となります。ただし、平成30年度以降は、対象となりません。

2. 平成28年度までの事業との主な変更点を教えてください。

「予算執行調査結果」(平成28年6月財務省)を受けて、平成29年度以降の事業については、地方公共団体が策定する実施計画や、補助事業者が作成する事業計画が、PDCAサイクルに従い、戦略的なものとなっているかを重点的に審査し、効果が期待できなかつたり、本事業完了後に自主事業として継続的に活動をする見込みがなかつたりする場合は、応募の段階で採択しないこととしました。

採択された場合であっても補助事業の効果が発現していない場合は、同種の取組については、今後、本補助事業の対象としないなど、実施計画と事業計画のPDCAサイクルが機能しているかどうかについても継続的に把握し、採否に反映していくこととしました。

さらに、実施計画期間は5年以内とし、実施計画期間終了後1年間は総括評価を行う期間として、本事業への応募を制限することとしました。

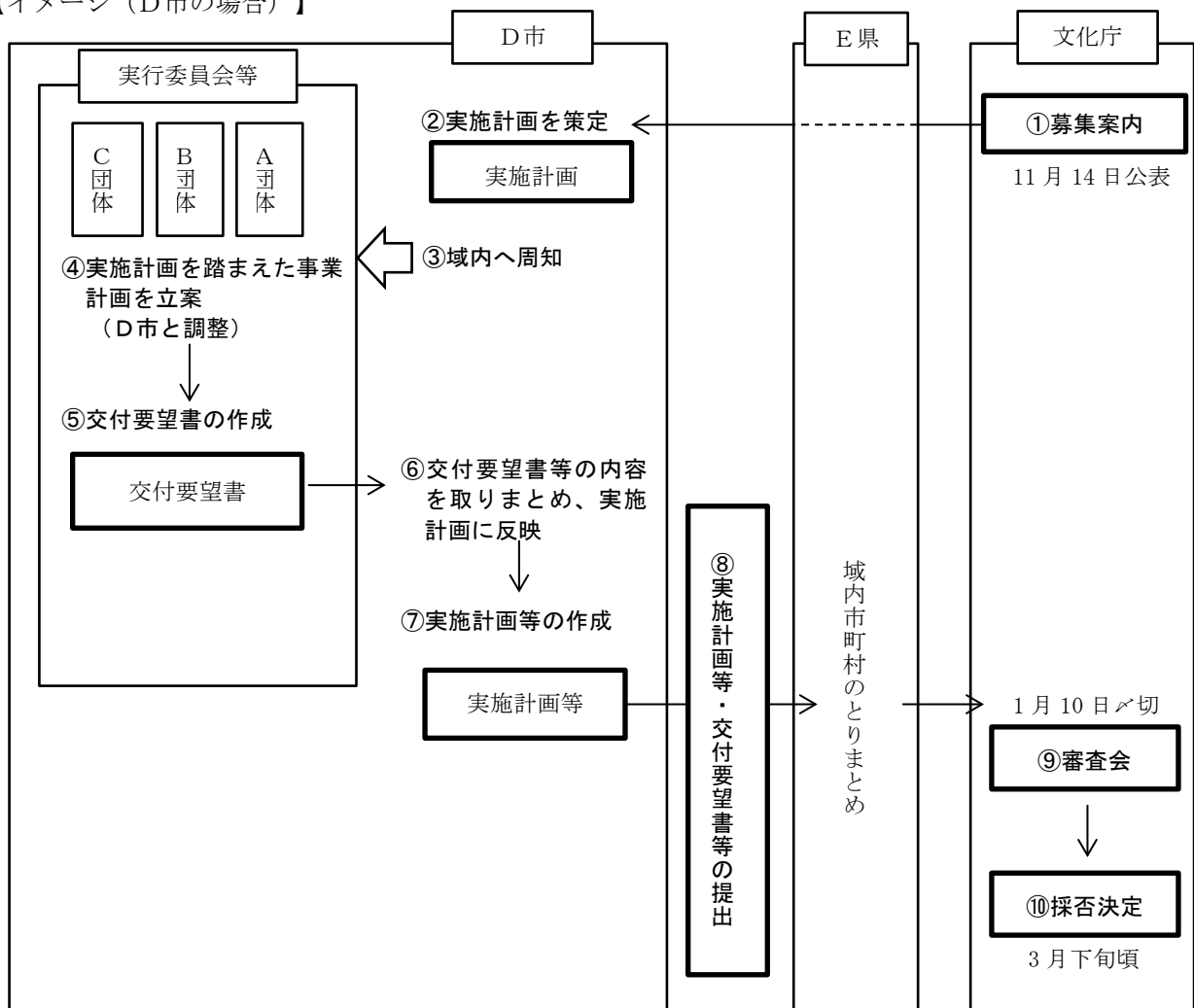
このように、文化庁では事業が真に効果的に実施されるかどうかについて重点的に審査するため、応募段階で必要事項が明らかにされるよう実施計画や事業計画等の応募書類の様式を変更しています。

したがって、応募書類に記載漏れや添付漏れがあったり、異なる様式で応募したりした場合は、審査に必要な情報が不足するため不採択となることもあります。

3. 平成29年度事業の応募手順・スケジュールを教えてください。

応募までの流れは下図を参照してください。

【イメージ (D市の場合)】



<地方公共団体が策定する実施計画等について>

4. 実施計画は、地方公共団体の教育委員会が策定しなければならないのですか。

実施計画は補助事業の種類（「地域文化遺産活性化事業」又は「世界文化遺産活性化事業」）ごとに地方公共団体が策定してください。実施計画を策定する部局は問いません。また、1 地方公共団体で策定できる実施計画は1つとしますが、世界文化遺産活性化事業については、地方公共団体が連携して策

定することも可能です。この場合、実施計画は地方公共団体の連名とし、窓口となる代表の地方公共団体を設定してください。

5. 実施計画の期間は、何年でもかまいませんか。

実施計画の期間は5年以内とします。

なお、実施計画期間終了後1年間は、総括評価を行う期間として、当該地方公共団体の域内から応募することはできません。実施計画期間を1年とした場合は翌年度は応募できないこととなります。（「3実施方法(詳細)」(p11～14)を参照)

6. 実施計画も審査の対象になりますか。

実施計画はメインの審査資料です。（問2.を参照）

特に以下の審査項目（評価の視点）については、全て実施計画で明らかにされている必要があります。

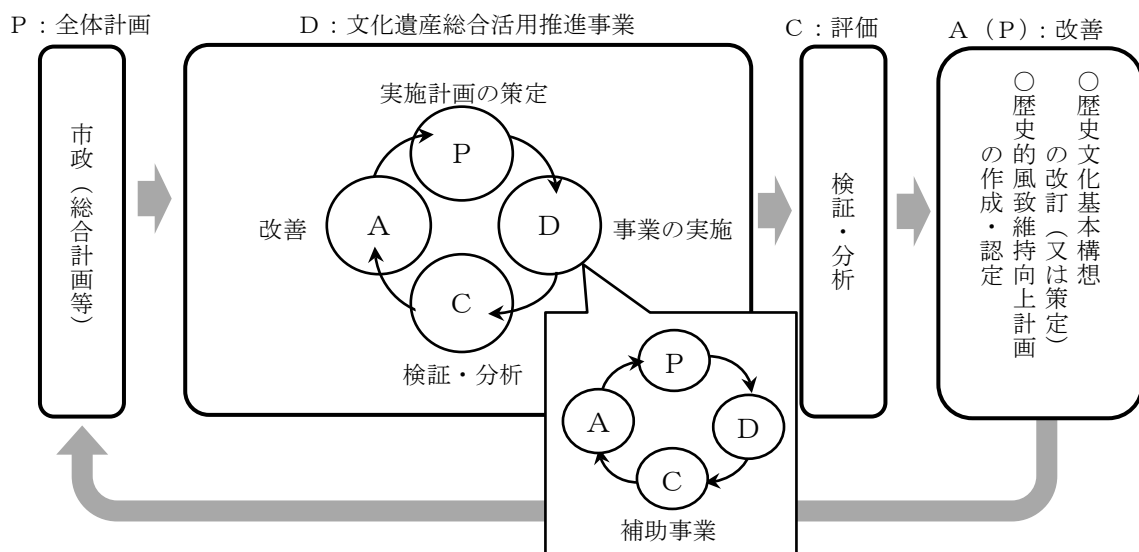
- ・ 計画期間終了後も取組の継続などが見込めるか。
- ・ 効果が明確に想定されているか。
- ・ 効果の測定方法が適切に設定されているか。
- ・ 目標値は適切に設定されているか。

7. その他、実施計画の策定に当たって注意することはありますか。

本補助事業においては、地方公共団体が策定する実施計画に基づき、官民が一体となり、地域の様々な文化遺産を活用した総合的な取組が行われることを想定しており、文化遺産の分野や組織、業種等を超えて、地域で一体となって事業を進めていただく必要があります。そのためにも、各地方公共団体においては、まず「歴史文化基本構想」の策定や「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年5月23日法律第40号）」に基づく「歴史的風致維持向上計画」の認定を受けることを推奨します。

「歴史文化基本構想」や「歴史的風致維持向上計画」の詳細については、文化庁ホームページをご覧ください。（文化庁ホームページ→<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/rekishibunka/>）

本事業のPDCAサイクルを図示すると以下のとおりです。



8. 本事業の評価はどのように行えばよいですか。

「3 実施方法(詳細)」(p11~14)を参照してください。

<実行委員会等(補助事業者)が作成する交付要望書等について>

9. 本補助事業に応募した事業は必ず採択されますか。また、採択された事業が複数年にわたる事業の場合、2年目以降の事業は必ず採択されますか。

本補助事業においては、文化庁に提出された応募書類に基づき、外部有識者による総合的な評価を実施した上で採否を決定しますので、必ず採択されるとは限りません。(p23の(評価の視点)を参照)

また、本補助事業は、毎年、募集を行った上で採否を決定しますので、今回採択された事業が複数年にわたる事業であっても、2年目以降も採択されるとは限りません。

10. 本補助事業に応募した同一内容の事業について、他の補助事業と重複して補助を受けることはできますか。

本補助事業において、補助を受けようとする同一内容の事業について、「文化庁が実施する他の補助事業(例：伝統文化親子教室事業等)」、「独立行政法人日本芸術文化振興会が実施する助成事業」、「国が実施する他の補助事業」と重複して補助を受けることはできません。(p18参照)

11. 本補助事業の補助事業者となる実行委員会等について教えてください。

実行委員会等は、地方公共団体の実施計画に参画する地域の文化遺産又は世界文化遺産の構成資産の所有者、保護団体(保存会)等を構成員とする任意団体等です。域内団体からの事業計画の集約、交付要望書の作成、補助金交付等に係る手続を行うことを想定しています。

なお、実行委員会等は、補助事業の種類(「地域の文化遺産次世代継承事業」又は「世界文化遺産活性化事業」)ごとに1実施計画につき1団体です。ただし、特別の事情により、1実施計画につき複数の実行委員会等が応募する場合には、実施計画を策定する地方公共団体が理由書を作成して、応募書類と併せて提出してください。

実行委員会等は、補助事業を実施するために必要な運営上の基盤を有する必要があるため、次の4つの要件を満たすこととします。

- ① 定款、寄附行為に類する規約等を有すること。
- ② 団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること。
- ③ 自ら経理し、監査する会計組織を有すること。
- ④ 活動の本拠となる事務所等を有すること。

12. 実行委員会等は必ず組織しなければなりませんか。また、実行委員会等には必ず地方公共団体が関与しなければなりませんか。

同一の地方公共団体の域内で複数の補助事業者がある場合は、域内の事業を統括する実行委員会等を必ず設けてください。

なお、地方公共団体が補助事業の実施者になることはできませんが、実行委員会等が十分な事務能力等を有する場合を除き、可能な限り地方公共団体が運営に参画し、経費の執行方法等に関しては指導するようお願いします。(「7 適正な執行の確保」(p20~22)参照)

13. 実行委員会等を組織する意義を教えてください。

本補助事業においては、地方公共団体が策定する実施計画に基づき、官民が一体となり、地域の様々な文化遺産を活用した総合的な取組が行われることを想定しており、文化遺産の分野や組織、業種等を超えて、地域で一体となって事業を進めるためには、文化財の保存会や行政等で組織される実行委員会等が組織されることが望ましいためです。

14. 応募期限までに実行委員会等の設立ができない場合はどうすればいいですか。

応募時には暫定組織として応募書類を提出し、詳細が決まり次第、文化庁に正式版を提出してください。ただし、採否の決定（3月下旬頃）までには、正式に設立されている必要があります。

15. 複数の地方公共団体が集まって実行委員会を組織することはできますか。

地方公共団体は、本補助事業の実施主体となることはできません。また、地方公共団体が実行委員会等の構成員、構成団体となってもかまいませんが、実行委員会等を地方公共団体のみで構成することはできません。

16. 補助対象事業の実施期間について教えてください。

平成29年度予算の成立時期にもよりますが、平成29年4月1日(交付決定の日)から平成30年3月31日までを予定しています。

上記期間以外の事業は、補助対象事業にはなりません。（「7 適正な執行の確保」(p20～22)を参照）

17. 補助金の交付先は誰になりますか。

文化庁から実行委員会等へ直接交付します。

18. 補助率について教えてください。また、交付要望額に上限、下限はありますか。

補助金の採択額は、予算の範囲内において決定します。

交付要望額に上限、下限は設けていませんが、補助対象事業によっては、補助対象経費に一部上限を設けているものがあります。（詳細は「2 補助事業の対象範囲」(p3～10)を参照）

19. 補助金の支払時期はいつごろですか。また、概算払制度はありますか。

補助金の支払時期は、原則、補助事業完了後、実績報告書をもとに文化庁において内容を審査し、実際に事業に要した補助金の額を確定した後となります。

概算払の実施も予定しておりますが、第3四半期以降となる見込みですので、補助金が支払われるまでは、実行委員会等が経費を立て替える必要があります。

<補助対象事業について>

20. 補助対象事業について教えてください。

「2 補助事業の対象範囲」(p3～10)を参照してください。

21. 「古典に親しむ活動」とは何ですか。

平成24年9月5日に「古典の日に関する法律」が公布・施行されました。

この法律では、古典の日を設けること等により、様々な場所において、国民が古典に親しむことを促

し、その心のよりどころとして古典を広く根づかせ、もって心豊かな国民生活及び文化的で活力ある社会を実現することを目的とし、古典の日を11月1日にすることが定められました。このような「古典の日」の趣旨に基づき、文学、音楽、伝統芸能等の古典に親しむための取組に対して、積極的に支援を行うこととしています。

22. 補助対象事業にある「その他」事業とは、どういった事業が考えられますか。

域内文化遺産に関する総合的な防災対策の策定に向け、文化財所有者、地域住民等が主体となって実施する取組等、様々な事業が考えられます。

なお、本補助事業で補助対象事業になるか判断に迷う場合には、応募書類の提出前に文化庁に御相談ください。

23. 実行委員会等が所在する地方公共団体以外での活動や取組を対象とすることは可能ですか。

実行委員会等が所在する都道府県以外での活動や取組については補助対象事業にはなりません。
(世界文化遺産活性化事業を除く。)

24. 印刷物の作成部数に上限はありますか。

調査研究事業、記録作成事業の成果物（報告書やDVD等）については、補助金での作成部数は300部を上限とします。

25. 他省庁の補助金や単費による事業を組み合わせることはできますか。

他省庁の補助事業や都道府県、市区町村独自の施策など、可能な限り様々な枠の事業を組み合わせた事業計画を立て、地域の文化遺産を総合的に活用することが望ましいですが、本補助事業のみを活用する内容でもかまいません。なお、同一内容の事業について、他の補助事業と重複して補助を受けることはできません。

26. 補助事業完了後の振込手数料、又は構成団体への支払に係る振込手数料は補助対象になりますか。

補助金は、原則、補助事業が完了し、額の確定後に支払われます。補助事業期間外に発生した振り込み行為にかかる費用については補助対象にはなりません。

また、実行委員会等の構成団体への支払に係る振込手数料は、実行委員会等の本来の管理費で負担すべきものであるため、補助対象にはなりません。

(p9～10「各費目における単価上限、補助対象外経費等」参照)

27. 実行委員会等及び構成団体又はその構成員等に対する支出が補助対象外となるのはなぜですか。

補助金は補助事業者が事業に要した経費の全部または一部を補てんするものです。

たとえば、構成団体から見積書を徴取して当該構成団体に業務を発注し、その費用を支払うことは、実行委員会の中で経費が移し替えられているにすぎず、構成団体も含む実行委員会としては経費を要したものと判断されません(内部発注)。構成員等に対して謝金等を支払うことも同様です(内部謝金)。

また、これらの内部支出は、発注先の選定手続きの透明性だけでなく、価格の妥当性も担保できないため、補助対象外としています。(詳細はp22参照)

28. その他、事業計画の立案に当たって注意することはありますか。

本補助事業においては、可能な限り、その成果を活用する取組等を、併せて実施するよう検討してください。

(例)

- ・域内文化遺産の総合パンフレット（英語版）を作成する取組においては、作成したパンフレットを配布するだけでなく、例えば、ボランティアガイドの育成に活用する取組等を、併せて実施するようしてください。
- ・記録作成、調査研究事業により作成したDVD等の成果物は、例えば、保存会等の後継者養成事業に活用したり、地域の公民館や図書館等で積極的に活用したりするような取組等を、併せて実施するようしてください。

※用具の修理・新調を行う場合は、後継者養成や修理現場の公開等、他の取組（自主事業等も含む）を併せて実施する場合に限り補助対象となります。

※記録作成事業において映像記録を作成する場合は、伝承用だけでなく、普及版も作成して情報発信（HPや動画共有サイトへの掲載等）を行う場合に限り補助対象となります。

※本事業で作成したDVD等の成果物を、補助事業終了後に自己資金等で増刷して販売することも可能ですが、その場合の销售价格は実費の範囲内で設定する必要があります。また、本事業で作成したものであることを明記してください。

29. その他、応募に際して留意すべきことはありますか。

本募集案内の記載事項は、すべて応募条件となります。記載漏れがあつたり異なる様式で作成したりしている場合は、審査ができないため、不採択とします。

応募を検討するに当たり、また、応募書類を提出する前にも、本募集案内を熟読し、記載の内容を十分認識した上で応募してください。

また、提出前には実施計画策定団体確認用シート（p60）を活用し、誤解や漏れ等がないかを再度確認してください。

11 応募書類様式（記入例）

◆応募書類様式

- 様式 1－1 文化遺産総合活用推進事業 実施計画（Excel 形式）
 - 別紙①（Excel 形式）
 - 別紙②（Excel 形式）
- 様式 1－2 文化遺産を活かした地域活性化事業 実施報告（Excel 形式）
- 様式 2 平成 29 年度文化芸術振興費補助金（文化遺産総合活用推進事業）
交付要望書（Excel 形式）
- 様式 2－1 平成 29 年度事業計画書（Excel 形式）
- 様式 2－2 平成 28 年度までの事業の効果等（Excel 形式）
- 様式 2－3 収支予算書（Excel 形式）
- 様式 2－4 支出内訳明細（Excel 形式）
- 様式 2－5 補助対象事業に係る文化財の概要（Excel 形式）
- 様式 2－6 実行委員会等（補助の対象となる者）の概要（Excel 形式）
- 様式 3 出演者一覧表（Excel 形式）
- 修理・新調対象用具の写真添付台紙
- 見積書添付例

◆参考資料

- 実施計画策定団体 確認用シート

文化遺産総合活用推進事業 実施計画

1 都道府県・市区町村名	〇〇県〇〇市	2 補助事業の種類	地域文化遺産活性化
3 実施計画の名称	〇〇市文化遺産活用プラン		
4 実施計画期間	平成 29 年度	～	平成 33 年度
5 実施計画の概要	<p>〇〇市文化振興基文化遺産の次世代へまた、実施計画期間の確立を目指す。</p> <p>世界文化遺産活性化事業において、複数の地方公共団体が連携して計画を策定する場合、連携しているすべての地方公共団体名を記載してください。</p> <p>終期は29年度から5年以内としてください。</p> <p>〇〇市文化振興基本計画はURL (http://www)</p> <p>地方公共団体における本実施計画の位置付けを記載の上、計画実施により目標とする内容を記載してください。</p> <p>基本構想(平成〇〇年策定)を踏まえ、地域の活性化を推進するため、下記の取組を実施する。遺産を保存・継承し、活用していくための体制</p>		
6 実施体制	<p>本実施計画に係る全体の企画・調整や、各補助事業に係る指導等は以下の担当課が行う。</p> <p>教育委員会文化財課：各補助事業における文化財の取扱等に関する指導・調整等</p> <p>市民局観光課：観光業務に関する連携等</p> <p>また、補助事業は次の団体が実施する。</p> <p>〇〇市文化遺産活用実行委員会(委員長：〇〇〇〇)</p> <p>構成団体(〇〇市観光協会、〇〇行事保存会、NPO法人〇〇)</p>		
7 実施計画における目標と期待される効果	別紙①のとおり	別紙①に記載してください。	
8 補助事業の概要	(1) 補助金額	～平成28年度交付決定額： 30,000 千円	平成29年度要望額： 15,000 千円
	(2) 実施事業の概要	別紙②のとおり	別紙②に記載してください。
9 その他計画実施により想定される効果(定性的な効果を記載)	<p>市民の地域の文化遺産に対する関心や意識が向上し、今後市民の力による地域の文化遺産の保存と、次世代への確実な継承とともに、地域の活性化が期待できる。また、行政と民間団体、文化財保護団体による連携・協力体制が構築されるとともに、『市観光計画』で目標(100万人)としている観光客の増加に寄与することができるほか、・・・・・・。</p>		
10 その他事業(自主財源、民間団体、他省庁等からの補助(支援)を予定している事業など)	<p>事業概要：</p> <p>事業概要：</p> <p>事業概要：</p>		
11 「歴史文化基本構想」の策定や「歴史的風致維持向上計画」の作成・認定に向けた計画の見込等	<p>本事業の実施により地域一体となって保存・活用を図る機運を醸成し、・・・・平成〇〇年度から文化遺産の悉皆調査を行い、・・・・平成〇〇年度を目途に歴史文化基本構想の策定を目指す。</p>		
12 担当部局	〇〇市教育委員会文化財保存課(〇〇係)		

本件担当者連絡先

TEL	**-*-*-***(内線：***)	FAX	**-*-*-***
ふりがな	〇〇 〇〇	E-mail	***@***.***.***
担当者氏名	〇〇 〇〇		
住所	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3		

※ スペースが足りない場合は、行の高さを変更したり、ページを追加しても差し支えありません。

7 実施計画における目標と期待される効果 別紙

目標区分 1 :	地域の文化資源を活用した集客・交流					
評価指標区分 1 :	地域の祭礼行事等					
具体的な指標 1 :	〇〇祭の観光入込					
目標値 1 :	平成 28 年度					
設定根拠 1 :	平成27年度〇〇市観光入込客数の伸び率1.2倍を参考として、毎年度伸び率1.2倍と設定					
進捗状況 1 :	各年度 状況値 目標に対する達成率					
平成 29 年度	平成 30 年度	進捗状況は、各年度終了後に記載します。応募時点では記載する必要はありません。			平成 34 年度	
55,000 人	60,000 人				105,000 人	
10%	20%	60%	76%	80%	110%	
目標区分 2 :	地域の文化資源を核としたコミュニティの再生・活性化					
評価指標区分 2 :	地域に誇り					
具体的な指標 2 :	住民意識調査の「地域に愛着を感じる」の割合			関連事業:	②、③	
目標値 2 :	平成 28 年度 57 % ⇒ 平成 33 年度 60 %					
設定根拠 2 :	平成28年度までの毎年度平均伸び率0.3%に対し、2倍の0.6%を設定					
進捗状況 2 :	各年度、状況値、目標に対する達成率					
平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	
%	%	%	%	%	%	
目標区分 3 :	伝統文化の継承体制の維持・確立					
評価指標区分 3 :	祭礼行事等の保存会会員数、保存団体数 (具体的な指標は次のとおり)					
具体的な指標 3 :	〇〇地区祭礼継承保存会の会員数			関連事業:		
目標値 3 :	平成 28 年度 50 人 ⇒ 平成 33 年度 50 人					
設定根拠 3 :	〇〇地区の人口社会減の状況から、現状維持を設定					
進捗状況 3 :	各年度、状況値、目標に対する達成率					
平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	
人	人	人	人	人	人	
目標区分 4 :	(リストから選択してください。)					
評価指標区分 4 :	(リストから選択してください。)					
具体的な指標 4 :	(具体的な指標を記載してください。)			関連事業:		
目標値 4 :	平成 年度 ⇒ 平成 33 年度					
設定根拠 4 :						
進捗状況 4 :	各年度、状況値、目標に対する達成率					
平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	

8 (2) 実施事業の概要 別紙

事業①:	(事業名を記載してください。)		実施団体:	(実施団体名を記載してください。)				
事業区分:	情報発信	「8 (2) 実施事業の概要」は実施計画期間中の事業を全て記載してください。				年度		
事業概要:								
評価指標区分:	・コンテンツダウンロード数 (掲載HPやYouTubeでの再生回数等)				(具 評価指標はリストから最も近いものを選択の上、具体的な指標を記載してください。)			
具体的な指標:	〇〇映像記録の〇〇団体ホームページにおける再生回数							
目標値:	平成 28 年度	1,000 回	⇒	平成 33 年度	10,000 回			
進捗状況:	各年度 状況値 目標に対する達成率							
平成 29 年度	平成 30 年度	進捗状況は、各年度終了後に記載します。交付要望時に記載する必要はありません。		平成 34 年度				
回	回			回	回			
事業②:	(事業名を記載してください。)		実施団体:	(実施団体名を記載してください。)				
事業区分:	「事業概要」は三行程度で記載してください。		事業期間:	平成 年度	～	平成 年度		
事業概要:								
評価指標区分:	・ボランティアガイド育成講座修了者の後年度活動者数				目標年度は実施計画期間終了年度としてください。			
具体的な指標:	ボランティアガイド養成講座修了者全員が実際に継続的にボランティア							
目標値:	平成 28 年度	10 名	⇒	平成 33 年度	60 名			
進捗状況:	各年度、状況値、目標に対する達成率							
平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度			
名	名	名	名	名	名			
事業③:	(事業名を記載してください。)		実施団体:	(実施団体名を記載してください。)				
事業区分:	人材育成	事業期間:				平成 年度	～	平成 年度
事業概要:								
評価指標区分:	(リストから選択してください。)			(具体的な指標は次のとおり)				
具体的な指標:	(具体的な指標を記載してください。)							
目標値:	平成 年度	⇒				平成 33 年度		
進捗状況:	各年度、状況値、目標に対する達成率							
平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度			

文化遺産を活かした地域活性化事業 実施報告

①都道府県・市区町村名	〇〇県〇〇市	②補助事業の種類	(リストから選択)
③実施計画の名称	〇〇市文化遺産を活用した地域活性化プラン		
④実施計画期間	平成25年6月 ~ 平成30年3月		
⑤過去の補助事業実績	交付決定額		
平成23年度文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業	-		
平成24年度文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業	-		
平成25年度文化遺産を活かした地域活性化事業	〇, 〇〇〇千円		
平成26年度文化遺産を活かした地域活性化事業	〇, 〇〇〇千円		
平成27年度文化遺産を活かした地域活性化事業	〇, 〇〇〇千円		
平成28年度文化遺産を活かした地域活性化事業	〇, 〇〇〇千円		
⑥計画の実施状況(概要) ※平成28年度までに実施した計画の実施状況を記載してください。			
<p>1. 文化遺産に関する総合的な情報発信事業(平成26年度~平成28年度) 平成26年度は〇〇を制作して〇〇を対象に..... 平成27年度は平成26年度に制作した〇〇をもとに..... 平成28年度は.....</p> <p>2. ヘリテージマネージャーの育成(平成25年度~平成27年度) 平成25年度は〇〇を対象に..... 平成26年度、平成27年度は.....</p> <p>3. 〇〇行事に使用する用具の修理等(平成27年度~平成28年度) 平成27年度 〇〇自治会 〇〇に用いられる〇〇..... 平成28年度 〇〇保存会 〇〇に用いられる〇〇を新調し、..... . . .</p>			
平成28年度について、事業が完了していない場合は、予定を記載してください。			
⑦事業実施による効果等の検証・分析結果 ※平成28年度までの計画の実施により得られた効果や実施以後の状況(人数、理解度、活用状況、人材育成などの指標に基づき、定量的・定性的な効果)を具体的に記載してください。			
<p>これまでの事業実施により、どのような成果が得られ、その成果をどのように活用し、どのような効果が得られたかについて、平成28年度に設定した評価指標をもとに(又は平成29年度応募に際して設定した評価指標を参考に)、定量的・定性的な効果を具体的かつ詳細に記載してください。</p> <p>また、複数年継続しているフェスティバルやモニターツアー等については、平成28年度募集案内「I. 8. 補助対象事業の内容及び具体例等」の注意事項を参照の上、必要事項を記載してください。</p>			
⑧担当者連絡先			
ふりがな	〇〇 〇〇		
担当者氏名	〇〇 〇〇 (〇〇市教育委員会文化財課)		
TEL	****-****-****	FAX	****-****-****
E-mail	***@***.***.***		
住所	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3		

※ スペースが足りない場合は、行の高さを変更したり、ページを追加しても差し支えありません。

組織としての公文書番号を付番していない場合、空欄で結構です。

文 実 委 第 ○ ○ ○ ○ 号
平 成 年 月 日

文化庁長官 殿

代表者氏名は、記名+押印としてください（印は実行委員会印もしくは代表者私印）。

団 体 名 ○○市文化遺産活用○○実行委員会
住 所 ○○県○○市○○町1-1-1
代 表 者 職 名 ○○長
代 表 者 氏 名 ○○ ○○ (印)

平成29年度文化芸術振興費補助金（文化遺産総合活用推進事業）交付要望書

平成29年度文化芸術振興費補助金（文化遺産総合活用推進事業）について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

事業区分	地域文化遺産活性化事業	<p>該当する事業区分を右端の▼から選択してください。要望書は事業区分（地域文化遺産活性化，世界文化遺産活性化）ごとに作成してください。</p>	
事業の名称	○○市文化遺産活用○○事業	<p>本補助事業の名称を記載してください。様式2-1に記載の事業の名称と同じになります。</p>	
補助対象経費の配分	主たる事業費 12,555,700 円 その他の経費 146,600 円 合 計 12,702,300 円	<p>この欄は自動入力されます。先に様式2-3, 2-4を記入してください。</p>	
補助事業の着手及び完了の予定期日	着 手 29 年 5 月 1 日 完 了 30 年 1 月 31 日	<p>平成29年度の事業が実際に完了する日としてください。不必要に3月31日までとしないでください。</p>	
補助金の交付要望額	(補助対象経費 11,956,000 円 の定 12,702,300 円	<p>この欄は自動入力されます。先に様式2-3, 2-4を記入してください。</p>	
その他参考となるべき事項			

<担当者連絡先> ※実担当者の連絡先をご記載ください。

所属			
(ふりがな)			
氏名	<p>実務を担当（書類作成）している方の氏名を記載いただき、平日の日中に連絡のとれる電話番号も記載してください。</p>		
電話番号		FAX番号	
E-MAIL	<p>※記載誤りのないようご注意ください。</p>		
書類等の郵送先	〒		
その他（日中連絡先）			

<平成29年度事業計画書>

事業の名称	(本補助事業の名称を記載)		
事業の趣旨			
各事業の内容 (具体的に記入すること)			
事業区分	情報発信	事業名	(個別の事業名称を記載してください。)
実施団体	(実施団体名を記載してください。)	事業期間	平成 28 年度 ~ 平成 31 年度
対象となる文化財			
平成29年度事業の内容	<p>事業区分 (情報発信、人材育成、普及啓発、調査研究、記録作成、後継者養成、用具等整備、その他) ごとに、<u>専用の記入欄</u>に必要事項全てを記載してください。 記入箇所は、全て審査に必要な事項ですので、未記入のままでは審査の対象になりません。</p>		
成果物	(HP、パンフレット、看板、映像記録等の成果物を記載してください。)	作成数	部
活用方法	(上記成果物をいつ、どこで、どのように活用するかを記載してください。)		
評価指標区分	(リストから選択してください。)	(具体的な指標は次のとおり)	
具体的な指標	(具体的な指標を記載してください。)		
目標値	平成 28 年度	5,000 人	⇒ 平成 33 年度 20,000 人
事業区分	人材育成	事業名	(個別の事業名称を記載してください。)
実施団体	(実施団体名を記載してください。)	事業期間	平成 28 年度 ~ 平成 31 年度
対象となる文化財			
平成29年度事業の内容			
対象者	(人材育成の対象者の範囲を記載してください。)	対象人数	人
活動見込	(育成対象者の後年度活動見込を記載してください。)		
評価指標区分	(リストから選択してください。)	(具体的な指標は次のとおり)	
具体的な指標	(具体的な指標を記載してください。)		
目標値	平成 28 年度	5,000 人	⇒ 平成 33 年度 20,000 人
事業区分	普及啓発	事業名	(個別の事業名称を記載してください。)
実施団体	(実施団体名を記載してください。)	事業期間	平成 28 年度 ~ 平成 31 年度
対象となる文化財			
平成29年度事業の内容			

日時	(実施日時を記載。未定の場合は目安時期を記載。)	場所	〇〇市民会館〇〇ホール	定員	300人		
対象者	(普及啓発の対象者の範囲を記載してください。)	出演者・講師等	〇〇 〇〇, 外〇人				
終了後活動見込	(後年度の普及啓発活動(自主事業)の見込みを記載してください。)						
評価指標区分	(リストから選択してください。)	(具体的な指標は次のとおり)					
具体的な指標	(具体的な指標を記載してください。)						
目標値	平成 28 年度	5,000	人	⇒	平成 33 年度	20,000	人
事業区分	調査研究	事業名	(個別の事業名称を記載してください。)				
実施団体	(実施団体名を記載してください。)	事業期間	平成 28 年度	～	平成 31 年度		
対象となる文化財							
平成29年度の調査研究内容	<p>事業区分(情報発信、人材育成、普及啓発、調査研究、記録作成、後継者養成、用具等整備、その他)ごとに、専用の記入欄に必要事項全てを記載してください。 記入箇所は、全て審査に必要な事項ですので、未記入のままでは審査の対象になりません。</p> <p>「調査研究」は平成28年度に文化遺産を活かした地域活性化事業で採択されている場合で、平成29年度に継続して実施する場合のみ対象となります。ただし、補助対象とするのは平成29年度限りとなります。</p> <p>継続事業であっても、平成29年度までに完了しないにもかかわらず、平成30年以降、自主事業として調査研究を継続しない場合は、平成29年度事業も不採択とします。 また、成果の活用計画がない場合も不採択とします。</p>						
平成28年度までの調査研究内容							
平成30年度以降の調査研究見込							
主な調査員	〇〇大学教授〇〇 〇〇, 〇〇市文化財保護審議会委員〇〇〇〇,						
成果物	(調査研究の報告書等の成果物を記載)	作成数	300部				
活用方法	(上記成果物をいつ、どこで、どのように活用していくかを記載してください。)						
事業区分	記録作成	事業名	(個別の事業名称を記載してください。)				
実施団体	(実施団体名を記載してください。)	事業期間	平成 28 年度	～	平成 31 年度		
対象となる文化財							
平成29年度事業の内容							
成果物	(映像記録、文書記録等の成果物を記載)	作成数	部				
活用方法	(上記成果物をいつ、どこで、どのように活用していくかを記載してください。)						
評価指標区分	(リストから選択してください。)	(具体的な指標は次のとおり)					
具体的な指標	(具体的な指標を記載してください。)						
目標値	平成 28 年度	5,000	人	⇒	平成 33 年度	20,000	人

事業区分	後継者養成	事業名	(個別の事業名称を記載してください。)					
実施団体	(実施団体名を記載してください。)			事業期間	平成 28 年度	～	平成 31 年度	
対象となる文化財								
平成29年度事業の内容	<p>事業区分（情報発信、人材育成、普及啓発、調査研究、記録作成、後継者養成、用具等整備、その他）ごとに、専用の記入欄に必要事項全てを記載してください。 記入箇所は、全て審査に必要な事項ですので、未記入のままでは審査の対象になりません。</p>							
実施時期	(実施時期と記載)		場所				対象者数	人
対象者	(実施団体の誰を対象とするか範囲を記載してください。)			指導者等				
活動見込	(後年度の実施団体の活動見込み（自主事業）を記載してください。)							
評価指標区分	(リストから選択してください。)			(具体的な指標は次のとおり)				
具体的な指標	(具体的な指標を記載してください。)							
目標値	平成 28 年度	5,000	人	⇒	平成 33 年度	20,000	人	
事業区分	用具等整備	事業名	(個別の事業名称を記載してください。)					
実施団体	(実施団体名を記載してください。)			事業期間	平成 28 年度	～	平成 31 年度	
対象となる文化財								
平成29年度事業の内容								
修理対象の用具が用いられる伝統芸能・伝統行事等の名称								
上記伝統芸能・伝統行事の由来・歴史								
修理対象用具	① ○○獅子舞 獅子頭	来歴	昭和10年頃	修理箇所	塗替え	所有者	○○自治会	
修理対象用具	②	来歴		修理箇所		所有者		
修理対象用具	③	来歴		修理箇所		所有者		
新調対象の用具が用いられる伝統芸能・伝統行事等の名称								
上記伝統芸能・伝統行事の由来・歴史								
新調対象用具	①	数量	(単位)	所有者				
新調対象用具	②	数量	(単位)	所有者				
新調対象用具	③	数量	(単位)	所有者				
活動見込	(後年度の実施団体の活動見込み（自主事業）を記載してください。)							
評価指標区分	(リストから選択してください。)			(具体的な指標は次のとおり)				
具体的な指標	(具体的な指標を記載してください。)							
目標値	平成 28 年度	5,000	人	⇒	平成 33 年度	20,000	人	

事業区分	その他	事業名	(個別の事業名称を記載してください。)		
実施団体	(実施団体名を記載してください。)		事業期間	平成 28 年度	～ 平成 31 年度
対象となる文化財	<p>事業区分（情報発信、人材育成、普及啓発、調査研究、記録作成、後継者養成、用具等整備、その他）ごとに、専用の記入欄に必要事項全てを記載してください。 記入箇所は、全て審査に必要な事項ですので、未記入のままでは審査の対象になりません。</p>				
平成 29 年度事業の内容					
活動見込	(後年度の活動見込み（自主事業）を記載してください。)				
具体的な指標	(具体的な評価指標を記載してください。)				
目標値	平成 28 年度	5,000	人	⇒	平成 33 年度 20,000 人
各事業実施により想定される効果（具体的に記入すること）					
<p>事業実施により、どのような成果が得られ、その成果をどのように活用することにより、どのような効果が得られるかについて、各事業欄に記載の定量的な効果以外に、期待される定性的な効果・成果を具体的活詳細に記載してください。</p>					

※事業区分ごとに必ず該当の記入欄を使用し、一の事業区分で複数事業を実施する場合は、適宜コピーして使用してください。

<平成28年度までの事業の効果等>

事業の名称		
過去の補助事業実績	平成23年度文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業	千円
	平成24年度文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業	千円
	平成25年度文化遺産を活かした地域活性化事業	千円
	平成26年度文化遺産を活かした地域活性化事業	千円
	平成27年度文化遺産を活かした地域活性化事業	千円
	平成28年度文化遺産を活かした地域活性化事業	千円

過去の事業の内容（実施内容について、具体的に記入すること）

平成	年度	<p>これまでの「文化遺産を活かした地域活性化事業」の実施内容を年度ごとに記載してください。</p> <p>平成28年度について、事業が完了していない場合は、予定を記載してください。</p>
平成	年度	
平成	年度	

平成28年度までの事業実施により得られた効果や実施以後の状況（人数、理解度、活用状況、人材育成などの指標のに基づき、定量的・定性的な効果を具体的に記入すること）

	<p>これまでの事業実施により、どのような成果が得られ、その成果をどのように活用し、どのような効果が得られたかについて、平成28年度に設定した効果の測定方法等をもとに（又は平成29年度応募に際して設定した評価指標を参考に）、定量的・定性的な効果を具体的かつ詳細に記載してください。</p>
--	--

※ 適宜行を追加・削除してご使用ください。

事業メニューを選択

▼収入の部

区分	金額 (予定を含む。)	内訳	
収入の部			
本事業以外の補助金・助成金	450,000	〇〇市補助金 (一社)〇〇法人助成金	補助事業の遂行により生ずると見込まれる収入金(チケット代、参加費、受講料等)は全て計上してください。
その他収入	90,000	〇〇寄付金 〇〇参加料	
小計(A)	540,000		交付要望額は千円未満切捨てとなります。千円未満の端数が出る場合は、自己負担金で措置してください。
自己負担金(B)	5,427,500	〇〇自治会負担 5,419,200 その他負担 8,300	
本事業による補助金の交付要望額(C)	11,956,000		
①収入合計 (A) + (B) + (C)	17,923,500		同額になるようにしてください。

▼支出の部 →詳細は、＜支出内訳明細＞(様式2-4)に記載

区分	総事業費	補助対象経費		補助対象外経費
		交付要望額	自己負担額等	
主たる経費	17,776,900	11,809,740	745,960	5,221,200
情報発信事業				
人材育成事業				
普及啓発事業	2,526,900	1,978,940	545,960	2,000
調査研究事業				
記録作成事業				
後継者養成事業				
用具等整備事業	15,250,000	9,830,800	200,000	5,219,200
その他事業				
その他経費(事務経費)	146,600	146,260	340	0
②支出の合計	17,923,500	11,956,000	746,300	5,221,200

▼(文化庁確認欄)以下は、自動計算のため、触らないでください。

伝統文化基盤整備事業	
【参考】自己負担率	35.5%

補助対象経費(補助事業経費の配分)	
主たる事業費	12,555,700
その他の経費	146,600
合計	12,702,300

<支出内訳明細>

(区分) 地域文化遺産活性化

(項) 普及啓発事業

該当する(区分)及び(項)をリストから選択し、(区分)ごと、(項)ごとに作成してください。

事業名称	費目をリストから選択し、右側に何に対する経費かを記載してください。	総事業費	補助対象経費		補助対象外経費
			交付要望額	自己負担額等	
古典の日制定記念民俗芸能フェスティバル	【賃金】 会場整理等賃金 (会場設営・整理) @ 930 円 × 6 時間 × 2 日 × 20 人	223,200	200,000	23,200	0
	【共済費】 イベント保険 @ 50,000 円 × 1 式 ×				0
	【報償費】 出演料 (別紙出演者一覧①) @ 40,000 円 × 7 団体 ×	280,000	280,000	0	0
	【旅費】 シンポジウム講演者 @ 37,000 円 × 1 人 ×	37,000	35,000	0	2,000
	【使用料及び借料】 会場借料 (ホール、控室) (見積番号①) @ 108,000 円 × 1 式 ×	108,000	108,000	0	0
	【委託費】 照明、音響等操作 (見積番号②-1, ②-2) @ 1,026,000 円 × 1 式 ×	1,026,000	526,000	500,000	0
	小 計	1,724,200	1,199,000	523,200	2,000
地域の文化遺産普及促進事業	【賃金】 資料整理等賃金 (パンフレット編集等) @ 930 円 × 6 時間 × 5 日 × 2 人	55,800	55,000	800	0
	【報償費】 現地指導謝金 (解説員) @ 10,000 円 × × 7 日 × 5 人	350,000	329,000	21,000	0
	【旅費】 企画検討委員会委員旅費 (〇〇駅~〇〇駅) @ 1,260 円 × 3 人 × 3 回 ×	11,340	11,340	0	0
	【委託費】 ツアーレポート分析委託 (見積番号③) @ 129,600 円 × 1 式 ×	129,600	129,600	0	0
	【需用費】 印刷製本費 (パンフレット印刷) (見積番号④) @ 79 円 × 3,000 部 × 1.08 ×	255,960	255,000	960	0
小 計	802,700	779,940	22,760	0	
合 計	2,526,900	1,978,940	545,960	2,000	

上限単価を超える部分は補助金の充当はできませんので、補助対象外経費の欄に計上してください。

※ 適宜行を追加・削除してご使用ください。

<支出内訳明細>

該当する(区分)及び(項)をリストから選択し、(区分)ごと、(項)ごとに作成してください。

(区分) 地域文化遺産活性化

(項) 伝統文化継承基盤整備 (用具等整備事業)

事業名称	費目をリストから選択し、右側に何に対する経費かを記載してください。	総事業費		補助対象経費		補助対象外経費	
〇〇〇〇祭礼に用いる 〇〇獅子頭の修理	【報償費】 学識経験者指導助言謝金 @ 9,400円 × 1人 × 2回 ×						
	【報償費】 学識経験者現地調査謝金 @ 12,000円 × 1人 × 1回 ×	12,000		12,000		0	0
	【請負費】 〇〇山車修理費(2台) (見積番号⑤-1, ⑤-2, ⑤-3) @ 14,960,000円 × 1式 ×	14,960,000		9,800,000		200,000	4,960,000
	【需用費】 〇〇祭礼囃子方小太鼓の新調(2台) @ 129,600円 ×	59,200		0		0	259,200
	用具等の修理については、契約予定額が100万円(税込み)以上の場合、3者以上から見積書を徴収し、全て添付する必要があります。	50,000		9,830,800		200,000	5,219,200
		50,000		9,830,800		200,000	5,219,200

用具等の修理について、一実施計画当たりの交付要望額は1,000万円が上限です。1,000万円を超える分は補助対象外経費に計上してください。

用具等の修理については、契約予定額が100万円(税込み)以上の場合、3者以上から見積書を徴収し、全て添付する必要があります。

1点あたり10万円(税込み)以上の購入は、その全額が補助対象外となります。10万円を超える部分を自己負担したとしても補助対象にはなりません。

※ 適宜行を追加・削除してご使用ください。

<支出内訳明細>

該当する(区分)及び(項)をリストから選択し、(区分)ごと、(項)ごとに作成してください。

(区分) 事務経費
 (項) 事務費

事業名称	費目をリストから選択し、右側に何に対する経費かを記載してください。	総事業費	補助対象経費		補助対象外経費
			交付要望額	自己負担額等	
事務費	【賃金】 資料整理等賃金 @ 930 円 × 6 時間 × 20 日 × 1 人	111,600	111,260	340	0
	【需用費】 消耗品費 (事務用消耗品) @ 35,000 円 × 1 式 × ×	35,000	35,000	0	0
	小 計	146,600	146,260	340	0
合 計		146,600	146,260	340	0

※ 適宜行を追加・削除してご使用ください。

<補助対象事業に係る文化財の概要>

文化財の名称	〇〇祭礼の〇〇囃子
指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 (指定文化財) <input checked="" type="checkbox"/> 無
文化財の概要 (歴史や由来など)	<p>〇〇地区の〇〇において納され、現在〇〇保存会には.....。</p> <p>文化財指定の有無をチェックボックスにチェック。有の場合は指定種別を記載。</p> <p>当該地域における歴史(いつ頃から継承されているか)を必ず記載すること。</p>

文化財の名称	〇〇市の〇〇曳山行事
指定の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (〇〇市指定無形民俗文化財) <input type="checkbox"/> 無
文化財の概要 (歴史や由来など)	<p>〇〇地域においては、〇〇が.....したことを契機に、〇〇が継承され、現在、〇〇月の〇〇の日に〇〇.....。〇〇は、.....。</p>

文化財の名称	〇〇曳山行事の〇〇鉦
指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 (指定文化財) <input type="checkbox"/> 無
文化財の概要 (歴史や由来など)	<p>〇〇曳山行事において曳き回される山鉦には、〇〇山、〇〇山、〇〇鉦.....があり、このうち、〇〇鉦は寛永〇〇年から引き回されているが、現在の〇〇鉦は明治〇〇年に大工棟梁〇〇〇〇による作であることが銘によって確認されている。〇〇鉦は〇〇地域に.....である。</p> <p>本事業において、修理の対象とする文化財については、必ずいつから継承されているものであるかを明記すること。修理の対象とする文化財が用いられる伝統芸能・伝統行事等の文化財の概要も作成すること。記載がないものは審査の対象となりません。</p>

文化財の名称	
指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 (指定文化財) <input type="checkbox"/> 無
文化財の概要 (歴史や由来など)	

※本事業で対象とする文化財ごとに作成すること

※域内の文化財全てを対象とする場合は、主な文化財の2~3件を記載し、外〇件とすること。

実行委員会等（補助の対象となる者）の概要

(ふりがな) 名称	〇〇〇しぶんかいさんかつよう〇〇じっこういんかい	(ふりがな) 代表者職名・氏名	いいんちょう 〇〇 〇〇
	〇〇市文化遺産活用〇〇実行委員会		委員長 〇〇 〇〇
所在地	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1	電話番号	***-***-****
		FAX番号	***-***-****
団体設立年月	平成〇〇 年 〇〇 月		
役職員		関連団体	
委員長 〇〇 〇〇 (〇〇行事保存会会長) 副委員長 〇〇 〇〇 (〇〇市観光協会会長) 監事 〇〇 〇〇 (〇〇市教育委員会〇〇課長) 会計 〇〇 〇〇 (〇〇市〇〇課長)		〇〇行事保存会 〇〇市観光協会 〇〇〇の会 〇〇新聞社	
設置目的	本実行委員会は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 実行委員会等及び構成団体の定款・寄付行為に類する「規約」、及び構成員・構成団体の「名簿」を併せて提出すること。</p> </div>		

※ 実行委員会等及び構成団体の定款・寄付行為に類する規約及び名簿を併せて提出すること。

出演者一覧表

事業名： 古典の日制定記念民俗芸能フェスティバル

No.	出演者氏名	所 属	所在地	出演料
1	〇〇 〇〇	〇〇（国指定無形民俗文化財）保存会	〇〇市	10,000 円
2	〇〇 〇〇	〃	〇〇市	10,000 円
3	〇〇 〇〇	〃	〇〇市	10,000 円
4	〇〇 〇〇	〃	〇〇市	10,000 円
5	〇〇 〇〇	△△（県指定無形民俗文化財）保存会	〇〇市	20,000 円
6	〇〇 〇〇	〃	〇〇市	20,000 円
7	〇〇 〇〇	××市芸能保存協会	〇〇市	20,000 円
8	〇〇 〇〇	〃	〇〇市	20,000 円
9	〇〇 〇〇	××市〇〇を継承する会	〇〇市	20,000 円
10	〇〇 〇〇	〃	〇〇市	20,000 円
11	〇〇 〇〇	××行事保存協会	〇〇市	20,000 円
12	〇〇 〇〇	〃	〇〇市	20,000 円
13	〇〇 〇〇	××市芸能保存会	〇〇市	20,000 円
14	〇〇 〇〇	〃	〇〇市	20,000 円
15	〇〇 〇〇	××技術保存会	〇〇市	20,000 円
16	〇〇 〇〇	〃	〇〇市	20,000 円
17	〇〇 〇〇	〇〇囃子保存会	〇〇市	0 円
合 計				280,000 円

※ 所属がない者については、現住所を市町村まで記入してください。

※ 地域固有の伝統芸能・伝統行事等以外の公演に係る経費は、一定の要件を満たさない限り補助対象外です。

※ 実行委員会等及び構成団体又はその構成員等に対する出演料は内部支出となるため、補助対象外です。

1				円
2				円
3				円
4				円
5				円
6				円
7				円
8				円
9				円
10				円
合 計				円

事業名：

No.	出演者氏名	所 属	所在地	出演料
1				円
2				円
3				円
4				円
5				円
6				円
7				円
8				円
9				円
10				円
合 計				円

- ※ 出演料が発生しない者・団体についても記載してください。
- ※ 適宜行を追加・削除してください。

用具等整備の対象となる文化財の現況

修理・新調する用具等の名称	
区分	<input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 新調
<p>修理・新調前の現在の状況が分かるように、ここに全体及び該当箇所の写真（データでも可）を添付し、状況を説明してください。</p> <p>※用具等を修理・新調する場合は必ず提出が必要です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>修理・新調のいずれかにチェックを入れ、修理にあつては修理箇所の現状の写真、新調にあつては、新調前（買い替え前）の現状の写真を添付し、状況の説明を記載してください。</p> </div>	
修理・新調する用具等の名称	
区分	<input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 新調
<p>修理・新調前の現在の状況が分かるように、ここに全体及び該当箇所の写真（データでも可）を添付し、状況を説明してください。</p> <p>※用具等を修理・新調する場合は必ず提出が必要です。</p>	
修理・新調する用具等の名称	
区分	<input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 新調
<p>修理・新調前の現在の状況が分かるように、ここに全体及び該当箇所の写真（データでも可）を添付し、状況を説明してください。</p> <p>※用具等を修理・新調する場合は必ず提出が必要です。</p>	

※ 様式2-4 支出内訳明細の記載と一致
させていただきます。

→ 見積番号②-2
平成〇年〇月〇日

→ 見積番号②-1
平成〇年〇月〇日

見積書

〇〇市文化遺産活用実行委員会 殿

古典の日制定記念民俗芸能フェスティバルの照明、音響等操作業務について、下記のとおりお見積もりします。

(株)〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

金 1,026,000 円

事項	単価	数量	金額	備考
照明・音響技術者	9,400	20	188,000	@9,400×10人×2回
機材借料	760,000	一式	760,000	機材一覧別紙のとおり
機材運搬料	50,000	一式	50,000	
値引き			▲ 48,000	
小計			950,000	
消費税(8%)			76,000	

※ 人件費については、内訳が記載されている必要があります。

※ 単価等は「各費目における単価上限、補助対象外経費等」(p9~10)の基準を適用してください。
ものとしてください。

※ 使用料・借料、再委託費、消耗品費等について、一式記載のものは、内訳明細を添付する必要があります。

※ 発注予定金額が10万円(税込み)以上の場合、見積書を添付する必要があります。

※ 発注予定金額が100万円(税込み)以上の場合、複数者からの見積書を添付する必要があります。用具の修理にあつては、3者以上からの見積書を添付する必要があります。

※ 複数者から見積書を徴することができない場合は、理由書(任意様式)を添付してください。

※ 実際に発注するに当たっては、所在の地方公共団体の契約規則に規定する手続が必要です。

実施計画策定団体 確認用シート

	都・道・府・県
	市・区・町・村

チェック欄

1. 平成29年度事業用の新しい応募様式を使用していますか？
(旧来の様式を使用している場合は、審査ができないため、不採択となる場合があります。)

2. 各様式について、未記入欄はありませんか？

3. 提出書類は、全てそろっていますか？(A4用紙、片面印刷、ゼムクリップ綴じのこと)
※は全団体共通。それ以外は該当がある場合に必ず提出。

実施計画策定地方公共団体提出書類

(1)実施計画書[様式1-1、様式1-1別紙①②] ※

(2)実施報告書 [様式1-2] ※

補助事業者(実行委員会等)提出書類

(1)交付要望書[様式2] ※

(2)平成29年度事業計画書[様式2-1] ※

(3)平成28年度までの事業の効果等[様式2-2] ※

(4)収支予算書[様式2-3] ※

(5)支出内訳明細[様式2-4] ※

(6)補助対象事業に係る文化財の概要[様式2-5] ※

(7)実行委員会等(補助の対象となる者)の概要[様式2-6] ※

(8)実行委員会等(補助の対象となる者)の定款・寄付行為又はそれらに類する規約、及び構成名簿 ※

(9)出演者一覧[様式3] …出演者がいる場合に提出

(10)見積書
 ①使用料及び借料や役務費、委託費、需要費において発注見込額が10万円(税込み)以上の場合
 ②発注見込額が100万円(税込み)以上の場合、複数者から徴取した見積書
 ③用具の修理・新調において、発注見込額が100万円(税込み)以上の場合3者以上から徴取した見積書

(11)仕様書(様式任意)
 …用具の修理・新調及び100万円(税込み)以上の役務費、委託費、請負費等の場合に添付

(12)用具等整備の対象となる文化財の現況[現況写真添付台紙]
 …用具の修理・新調をする場合に添付